

平成23年第3回定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

頁

【議案第9号】

- 1 三重県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案について ······ 1

《所管事項説明》

1 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について ···· 3
2 みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）《中間案》について ······ 5
3 三重県版事業仕分け（公開仕分け）の結果報告について ······ 7
4 東日本大震災・台風12号に伴う対応について ······ 9
5 平成22年度指導監査の結果等について ······ 13
6 食の安全・安心に対する対応について ······ 17
7 医師確保・救急医療対策等について ······ 25
8 社会福祉施設等の施設基準等の条例制定及び県から市町への権限移譲について ··· 37
9 健康福祉部所管計画の改訂について ······ 41
10 全国障害者スポーツ大会について ······ 51
11 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理候補者の選定経過について ······ 53
12 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の進捗状況について ······ 57
13 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告等について ······ 63
14 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について ······ 65
15 各種審議会等の審議状況の報告について ······ 69

《別冊》

- (資料1) みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）《中間案》（健康福祉部関係分）
(資料1-1) みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）《中間案》一覧表（健康福祉部関係分）
(資料2) 三重県版事業仕分け（公開仕分け）事業シート（健康福祉部関係分）
(資料3) 平成22年度指導監査等結果報告書
(資料4) 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告書（平成22年度版）
(資料4-1) 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告書 参考資料
(資料5) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成22年度）及び全期間評価

平成23年10月4日
健康福祉部

1 三重県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する 条例案について

1 改正理由

障害者基本法の一部改正に伴い、引用条文の条項ずれが生じたことにより、規定の整理を行うものです。

2 改正内容

第一条中「第26条第3項」を「第34条第3項」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行します。

【所管事項説明】

1 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

重点的な取組		主担当部局名	委員会意見	健康福祉病院常任委員会
重点事業 ぐらし6	児童虐待への緊急的な対応			回答
		健康福祉部	<p>数値目標である「要保護児童における家庭復帰・自立児童割合」の目標値が約1／4となっていることについて、家庭の状況が厳しく、大変難しいことは思うが、一人でも多くの子どもたちが家庭に復帰できるよう、取り組んでいただきたい。</p> <p>数値目標である「要保護児童における家庭復帰・自立児童割合」の実績値が、ここ数年、減少傾向にあることについて、要因分析を行った結果、わかった課題についても今後の県政ビジョンに反映していただきたい。</p> <p>県内で唯一の情緒障害児短期治療施設である、「児童心理療育施設 悠(はるか)」については、今後の情勢を見守りつつ、県でできることがあれば、より力強い支援をしていただきたい。</p>	<p>現在の児童養護施設に入所てくる子どもたちの約半数は、児童虐待を受けて入所するなど、対処が非常に難しく、総じて家庭復帰も難しくなっています。</p> <p>このような中、平成23年度から児童相談センターに自立支援課を創設し、より緊密に施設との連携を図ることで、家庭復帰につながる取組を進めてまいります。</p> <p>「児童心理療育施設 悠(はるか)」が、県内唯一の情緒障害児短期治療施設としてその機能を充分発揮することができるよう、関係機関との連携の下、県としても児童相談センターが中心となり必要な支援を行ってまいります。</p>

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
123	青少年の健全育成	健康福祉部	子どものインターネット被害を防止するには、保護者に対する普及啓発がとても重要と考えるが、このことについてこども局としての取組がよく見えないので、しっかりと対応していただきたい。	保護者も含めて地域で子どものインターネットの正しい利用について理解を深めることは、重要なことと考えており、平成23年度は地域で保護者や子どもたちに啓発することができる講師を養成しています。
325	感染症対策の推進	健康福祉部	HIVの無料検査については、夜間等の時間外対応も含め、これまでしっかり取り組まれていると評価しており、今後もその取組を継続して行っていただきたい。	HIVは感染しても無症状のまま進行するため、感染を拡大させてしまうおそれがあります。このため、感染の早期発見が重要であり、感染拡大防止の有効な手段としての無料検査を引き続き行っています。
331	健康づくりの推進	健康福祉部	健康づくりの推進の中に、歯科医療についての評価や課題が、全く記載されていない。議会としては、歯と口の健康づくりについて、条例制定も視野に、積極的に推進していくことを考えているので、執行部においても前向きに取り組んでいただきたい。	歯と口の健康づくりの取組について、8020運動に関する取組を記載しました。 平成23年8月に歯科口腔保健の推進に関する法律が施行されたこと等を踏まえ、今後も歯科保健施策の充実に取り組んでいきます。
332	子育て環境の整備	健康福祉部	母子家庭の自立支援に向けた取組について、事業の実績は記載されているが、それがどのように就労に結びついたのかという結果については記載されていないので、その結果に対する評価も含めて記載していただきたい。	平成21年度から拡充が図られた母子家庭自立支援給付金により、看護師資格の取得をめざす母子家庭が増加しました。現在、資格取得をめざして修学中であるため、就労に結びつく等の結果が判明するのは平成24年度以降となります。一定の成果が得られるものと考えています。

2 みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）《中間案》について

みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）《中間案》における施策体系

(○は健康福祉部主担当)

[政策展開の基本方向(三つの柱)]	[政策]	[施策]	健康福祉部主担当
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	1 防災対策 ～災害から命と暮らしを守る社会～	111 防災対策の推進 112 治山・治水・海岸保全対策の推進	
	2 生活安全対策 ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	121 交通安全対策の推進 122 犯罪対策の推進 123 消費生活の安全の確保 124 食品・医薬品等の安全と暮らしの衛生確保 125 感染症対策の推進	○ ○
	3 保健・医療の充実 ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	131 健康対策の推進 132 医療体制の整備	○ ○
	4 共生の福祉社会の構築 ～地域の中で誰もが共に支え合う福祉社会～	141 社会福祉の充実 142 高齢者福祉の充実 143 障がい者の自立と共生	○ ○ ○
	5 低炭素社会・循環型社会の構築 ～環境への負荷が少ない持続可能な社会～	151 地球温暖化対策の推進 152 廃棄物対策の推進 153 大気環境の保全 154 水環境の保全	
	6 自然環境の保全 ～命を育み暮らしを支える自然との共生～	161 自然環境の保全と活用 162 社会全体で支える森林づくり	
II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～	1 人権の尊重と参画・協働 ～一人ひとりが尊重され、参画できる社会～	211 人権尊重社会の実現 212 男女共同参画社会の実現 213 多文化共生社会と国際貢献・交流の推進 214 NPOの参画による協働社会づくり	
	2 子育て・教育 ～子どもの健やかな成長を支える社会～	221 子育て環境の整備 222 子どもの育ちを支える家庭力・地域力の向上 223 学校教育の充実	○ ○
	3 雇用と就労環境づくり ～誰もがいきいきと働ける社会～	231 地域の実情に応じた多様な雇用支援 232 職業能力開発への支援 233 いきいきと働ける就労環境づくり	
	4 文化・スポーツの振興と学びの場づくり ～生きがいを感じ、心の豊かさを育む社会～	241 生涯学習の振興 242 文化的振興 243 スポーツの推進	
	5 地域づくり ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	251 地域の特性を生かした地域づくり 252 農山漁村の振興 253 東紀州地域の振興 254 快適な住まいまちづくり 255 交通網の整備	

【政策展開の基本方向(三つの柱)】	【政策】	【施策】	健康福祉部 主担当
III 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	1 農林水産業の振興 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311 農産物の供給 312 農業生産構造の確立 313 林業の振興 314 水産業の振興 315 農林水産業の新たな価値の創出	
	2 産業振興 ～地域に活力と雇用を生み出す強じんで多様な産業～	321 強じんな産業構造基盤づくりの推進 322 ものづくり三重の推進 323 地域の活力を生かした産業の推進 324 科学技術の振興 325 観光・交流産業の振興	
	3 基盤整備 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	331 道路網・港湾の整備 332 水資源の確保 333 エネルギー対策の推進	

【所管事項説明】

3 三重県版事業仕分け(公開仕分け)の結果報告について

公開仕分け判定結果一覧

(単位:千円)

事業番号	担当	事業名	事業概要	課題と考えられるもの	判定結果	仕分け人意見内訳						判定にかかる主なコメント	H23予算額	うち一般財源	
						不要	再検討	国・広域	市町	県要改善	県現行通り	県拡充			
1-1	健康福祉部 社会福祉室	社会福祉施設職員研修事業費	社会福祉施設職員の資質向上のための研修を行う県社会福祉協議会に対し、助成を行う。	⑤事業の規模や対象、受益者負担について検討を要するもの(必要性・効率性) 補助対象に含まれる人件費・管理費の割合が高く、事業量に適したものか精査が必要。	再検討		3			2			【再検討】 ・福祉関係者の研修は横串で整理統合をして経費の削減をはかるべき。 ・研修事業全般の統合整理を徹底議論すること。 ・県社会福祉協議会との関係補助金をわかりやすくすべき。 【要改善】 ・単に事業を継続するのではなく、現場のニーズを県がきちんと把握した上で研修全体の見直しをするべき。 ・県社会福祉協議会は県の補助金ばかりに頼らないこと。	19,719	4,379
1-2	健康福祉部 長寿社会室	明るい長寿社会づくり推進機構事業委託費 (県社会福祉協議会委託事業)	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者の社会活動に対する啓発・支援等を行う。	⑤事業の規模や対象、受益者負担について検討を要するもの(必要性・効率性) 委託料に含まれる人件費・管理費の割合が高く、事業量に適したものか精査が必要。	再検討	1	3			1			【再検討】 ・対象者が特定の人にはすぎず、極めて限られている。 ・今日の説明では、参加者の負担の実態を行政側がきちんと把握していない。 ・全体予算費の半分が人件費というのは異様。例えば、この人件費を削減して参加者の自己負担を減らすなど検討すべき。 【不要】 ・基本的に自立した老人を対象としており、受益者負担をもとめるのが大原則。	30,547	1,953
1-3	健康福祉部 健康福祉総務室	UD(ユニバーサルデザイン)のまちづくり展開事業費	UDの理念の普及と活動の地域展開をはかるため、啓発やアドバイザー養成等を行う。	②事業の終期設定について検討を要するもの(妥当性) ⑥事業効果について検証が必要なもの(有効性) ・啓発活動の主体をこれまでに養成したアドバイザー(約1,000名)等に委ねることで県の関与を縮小すべき。 ・小学生を対象としたポスター等の募集は応募が少ないなど事業効果が疑問。	再検討	2	3						【再検討】 ・アドバイザーを毎年数十名増やしているだけ。アドバイザーを養成することよりも活用を促進する方向へ事業を変え、養成は民間にわたすべき。 ・三重県らしいユニバーサルデザイン事業とは何か、具体的にわかる、伝わる目標を示してほしい。 ・現在の取組では終わりが見えないため、終点を決める必要がある。 ・現在の取組は成果検証、目標設定がない事業である一方、人件費が事業費の約2倍となっており過大。 【不要】 ・目的の見えない事業は行うべきではない。	6,915	0

【所管事項説明】

4 東日本大震災・台風12号に伴う対応について

4-1 東日本大震災における被災地への支援について

去る3月11日に発生した東日本大震災について、その支援状況等は下記の通りです。

1 これまでの支援状況等について（平成23年9月30日現在）

（1）人的支援

東日本大震災発災直後から、被災県や国からの要請を受け、健康福祉部の職員だけでなく、三重大学、県病院協会、県医師会等関係機関の協力も得て、医療・福祉関係職員を被災地へ派遣しています。9月30日までに472名が活動しています。

① DMA T（災害派遣医療チーム）

ア 派遣期間、派遣場所

3月11日～13日 宮城県仙台市外

イ 派遣機関、派遣者数、活動内容

県立病院を含む災害拠点病院の医師、看護師、薬剤師等

4チーム 21名

発災直後の被災地における医療救護

② 医療救護班

ア 派遣期間、派遣場所

3月17日～7月16日 岩手県陸前高田市

イ 派遣機関、派遣者数、活動内容

県立病院を含む県内病院の医師・看護師・薬剤師等

30班 221名

被災地の仮設診療所における診療及び避難所の巡回診療

③ 保健師班

ア 派遣期間、派遣場所

3月16日～9月1日 岩手県陸前高田市

イ 派遣機関、派遣者数、活動内容

県（健康福祉部）及び市町の保健師等

45班 148名

避難所における健康相談・健康教育及び被災地要支援者の保健指導

④ 心のケアチーム

ア 派遣期間、派遣場所

3月22日～5月31日 宮城県石巻市

イ 派遣機関、派遣者数、活動内容

県（健康福祉部）、県立病院を含む県内病院の医師・看護師・精神保健福祉士等

14班 64名

避難所における巡回診療及び被災地要支援者の訪問診療

⑤ 歯科医師

ア 派遣期間、派遣場所

4月8日～4月18日 岩手県陸前高田市

イ 派遣機関、派遣者数、活動内容

県（健康福祉部）歯科医師

2班 2名

避難所における診療、口腔衛生指導等

⑥ 管理栄養士

ア 派遣期間、派遣場所

4月20日～6月11日 岩手県陸前高田市

イ 派遣機関、派遣者数、活動内容

県（健康福祉部）管理栄養士

14班 14名

避難所における食生活支援等

⑦ 児童福祉関係職員

ア 派遣期間、派遣場所

4月17日～4月23日 宮城県山元町、亘理町

イ 派遣機関、派遣者数、活動内容

県（健康福祉部）児童福祉司・児童心理司

1班 2名

避難所や保育所における子どもの心のケア、要保護児童への支援等

※ 派遣者数は、9月30日現在です。

(2) 物的支援などその他の支援等

医薬品や衛生材料の提供、共同募金会、日本赤十字社の募金箱の設置をはじめ、県として以下のような支援等を行っています。

- ① 医療従事ボランティアの募集（3月24日～8月31日 県ホームページ）
- ② 医薬品、衛生材料291箱を宮城県に提供（3月22日）
- ③ 共同募金会、日本赤十字社の募金箱を県本庁舎及び各総合庁舎へ設置
- ④ 被災地からの避難者向けに、ホームページで福祉関連情報を提供

2 今後の予定

今後も、被災県からの要望に基づき、関係機関とも調整の上、できるかぎり支援していきます。

【所管事項説明】

4-2 台風12号による被害状況並びに支援状況について

台風12号がもたらした被害とその支援の状況については、下記のとおりです。（平成23年9月30日現在）

1 社会福祉施設、医療施設等の被害状況について

- (1) 高齢者福祉関係
水没3件、床上浸水2件
- (2) 障害者福祉施設
水没1件、床上浸水5件
- (3) 保育所
水没1件、床上浸水1件
- (4) 母子生活支援施設
床上浸水1件
- (5) 医療施設
建物流失1件、水没2件、床上浸水5件
- (6) 保健衛生施設
床上浸水1件

2 災害救助法の適用について

熊野市、御浜町、紀宝町に適用。（9月2日から適用）

3 支援等の状況について

(1) 保健師派遣

市町と協力し、熊野市及び紀宝町へ保健師を派遣。健康チェックによる要支援者フォロー、避難所等における健康相談、避難所衛生対策を実施。

① 熊野市への派遣

派遣月日	9/12~15	9/16~18	9/19	9/20	9/23	9/24~26	9/27~28
県	2	2	2	2	2	2	2
市町		1	1	1	1	1	1
市町名		南伊勢町1	大紀町1	鈴鹿市1	多気町1	津市1	名張市1
計	2	3	3	3	3	3	3

派遣月日	9/29~30	計
県	2	34
市町	1	13
市町名	伊勢市1	
計	3	47

②紀宝町への派遣

派遣日	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12~13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18
県	6	6	4	6	2	2	3	3	2	2
市町	1	2	4	2	3	3	2	2	2	3
市町名	紀北町1 紀北町1	尾鷲市1 尾鷲市3 紀北町1	尾鷲市1 紀北町1	明和町1 南伊勢町1 紀北町1	尾鷲市1 明和町1 南伊勢町1	玉城町1 紀北町1	尾鷲市1 玉城町1	桑名市1 玉城町1	桑名市1 龜山市1 木曽岬町1	
計	7	8	8	8	5	5	5	5	4	5

派遣日	9/19	9/20	9/23	9/24~25	9/26	9/27~28	9/29	9/30	計
県	2	2	2	2	2	2	2	2	58
市町	3	3	3	3	3	3	3	3	57
市町名	桑名市1 木曽岬町1 紀北町1	龜山市1 尾鷲市1 木曽岬町1	志摩市2 東員町1	津市1 玉城町1 度会町1	津市1 玉城町1 大紀町1	菰野町1 川越町1 朝日町1	四日市市1 伊勢市1 川越町1	四日市市1 伊勢市1 大紀町1	
計	5	5	5	5	5	5	5	5	115

(2) 被災者救援のための義援金の受付

関係団体と協力して「台風12号三重県災害義援金募集推進委員会」を設置し、災害義援金を募集。

募集期間：9月12日から10月31日

(3) その他の支援等

- ①健康福祉総務室の職員2名を派遣し、熊野市、御浜町、紀宝町の被害の状況やニーズを把握（9月6日～9月7日）
- ②熊野保健福祉事務所を通じ、避難所における被災者の口腔や栄養状態について、ニーズ把握等の調査、市町への助言等を実施。（9月20日）

4 今後の予定

今後も、被災市町からの要請に基づき、県内市町等とも調整しながら、できるかぎり支援していきます。

5 平成22年度指導監査の結果等について

1 監査の効率的、効果的実施について

指導監査のあり方については、対象法人等の実地指導を定期的に実施するだけでなく、不正が疑われるものから優先順位をつけて、隨時に対応することに重点をおいた指導監査を行っています。

また、監査内容も、不必要に些細な事項にわたる指導監査を避けて、利用者の身体や生命の安全に関わる防災対策、虐待、人権擁護等を重点項目としたメリハリのある監査に努めています。

平成23年度は、監査提出資料を簡易化し、対象法人等の負担の軽減を図るとともに、実施日程を柔軟にして、利用者等からの苦情や情報提供に機動的に対処できるよう体制を改善しました。

2 平成22年度指導監査及び実地指導の結果

平成22年度社会福祉法人等の指導監査は、法人の運営、利用者への援助、職員の待遇、会計処理の状況を主眼項目として実施しました。

なお、公益法人については、公益法人制度改革により平成25年11月末日までに、「一般社団（財団）法人」か「公益社団（財団）法人」へ移行する必要があることから、法人からの移行にかかる相談等に対して、指導・助言を行いました。

また、介護保険事業者等の実地指導は、法令遵守、サービスの質の確保・向上、危機管理を重点事項として実施しました。

指導監査及び実地指導における指摘施設数や指摘件数は次のとおりです。

	対象施設数	実施施設数 (%)	指摘施設数	指摘件数
社会福祉法人	284	153 (53.9)	140	821
社会福祉施設	804	364 (45.3)	262	804
介護保険事業所	2,606	299 (11.5)	217	816
介護予防事業所	1,815	211 (11.6)	118	314
自立支援事業所	1,082	106 (9.8)	82	353
市町福祉行政	29	15 (51.7)	5	8

指摘の内容は、社会福祉法人では、人事、資産、会計などの管理に関する指摘が64.9%を占め、残りは、組織体制などの運営にかかる指摘が33.9%、事業に関する指摘が1.2%となっています。社会福祉施設では、運営にかかる指摘が68.1%で、入所者待遇にかかる指摘が31.9%となっています。

次に、社会福祉法人の不祥事について、特別養護老人ホーム、保育所等を運営する社会福祉法人さくら福祉会において、理事長等による法人資金の不

正流用が発見されました。このため、特別指導監査を実施し、理事長等の退陣、流用資金の返還等の是正措置を行いました。

介護及び自立支援事業では、利用者サービスなどの運営基準にかかる指摘が67.4%、介護報酬の算定にかかる指摘が17.5%、訪問介護員の配置などの人員基準にかかる指摘が8.9%、その他6.2%となっています。

平成16年度まで1億円を超えていた介護報酬の算定誤りによる過誤調整

(自主返還)額は、実地指導を通じた法制度の周知等により年々減少してきましたが、平成22年度は大きく増加しました。これは、前年度に散見された介護報酬加算の算定誤りを、平成22年度の実地指導で集中的に確認したところ、加算の算定要件を満たしていない事業所が多数あり、過誤調整により介護報酬の自主返還が行われたものです。

○介護報酬の過誤調整(自主返還)額 (単位:円)

年 度	事業所数	過誤調整額
平成18年度	6 3	18,322,042
平成19年度	2 1	3,076,258
平成20年度	1 9	3,076,404
平成21年度	2 4	5,537,566
平成22年度	2 4	32,402,578

3 平成22年度介護保険事業者等の随時監査の結果

平成22年度は、事業運営について不正が疑われる15事業者の74事業所に対し随時監査を実施しました。

その結果、6事業所に介護報酬11,279,344円の返還を命じました。

○監査による返還額 (単位:円)

年 度	事業所数	返還額
平成18年度	—	—
平成19年度	9	2,862,540
平成20年度	1 6	49,322,608
平成21年度	1 0	19,193,068
平成22年度	6	11,279,344

また、監査で不正が確認された事業者に対しては、監査報告に基づき、次のとおり事業所指定の取消処分等を行いました。

処分を行った主な理由は、実際には提供していない介護サービスを、あたかも提供したかのごとく諸記録を装い、不正に介護報酬を請求した、無資格者によるサービス提供を有資格者によるサービス提供であるかのごとく見せかけ、従業者に記録を不正に作成させた、管理者及び居宅介護支援専門員を長期にわたって適正に配置することなくサービス提供を行ったなどというも

のです。

今後も、不正行為には厳正に対処していきます。

事業者名	事業種類	事業所名	処分日及び内容
有限会社アゼスト	訪問介護	訪問介護ステーションくれよん	平成22年4月1日 業務停止
	介護予防訪問介護	訪問介護ステーションくれよん	
株式会社ドリーム キャッチャー	訪問介護	べんてんはん	平成22年6月14日
	介護予防訪問介護	べんてんはん	指定取消
	居宅介護支援	福禄さん	
医療法人山虎会	通所リハビリテーション	山虎会イセ虎の門クリニック	平成22年9月21日 指定取消
株式会社CHEERFUL	訪問介護	訪問介護 虹	平成23年3月1日 指定取消

6 食の安全・安心に対する対応について

6-1 生食用食肉を取り扱う施設の届出制の導入について

1 これまでの経緯

- (1) 平成23年4月、富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件において、飲食店で食肉を生食した小児等、4名が死亡し、多くの重症者が確認されました。
- (2) この事件を受けて厚生労働省は各自治体あて、生食用食肉を取り扱う営業施設に対する緊急監視の実施を要請しました。
- (3) 本県も平成23年5月9日から県内各保健所で、生食用食肉を取り扱う飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業を対象に順次緊急監視（立ち入り検査）を実施してきましたが、7月末で、四日市市を除く県内のすべての地域で監視を終了しました。
- (4) 緊急監視を終了した7月末日時点で生食用食肉の取り扱いがある施設は500施設で、そのうち衛生基準に適合していたのは40施設でした。
(別表1)

2 生食用食肉の規格基準

- (1) 上記の食中毒事件を受け、これまでの衛生基準（平成10年9月11日付け厚生労働省通知）に強制力がなく、事業者において十分に遵守されなかつたことから、厚生労働省は食品、添加物等の規格基準に生食用食肉（牛の肉（内臓を除く））の規格基準を新たに設定し、10月1日に施行しました。 (別表2)
- (2) 規格基準の設定は、食品衛生法第11条第1項の規定に基づくもので、同条第2項に「その基準に合わない方法により食品等を製造、加工及び販売などをしてはならない。」と定められています。違反した場合は、営業の禁止・停止等の行政処分のほか、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、法人においては両罰規定として1億円以下の罰金が課せられます。

3 生食用食肉を取り扱う施設の届出制の導入

- (1) 県では、10月1日の国の規格基準施行にあわせ、生食用食肉を取り扱う施設について、事前に保健所に届出させるなどの県独自の届出制（四日市市も含む。）を導入しました。
- (2) 届出制の概要は次のとおりです。これにより、適切な監視指導を行い、食の安全・安心の確保を図っていきます。

ア 届出対象施設

生食用食肉（※）を取り扱う施設の営業者（飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業）

※「生食用食肉」とは、牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売又は提供するものをいいます。

イ 届出先

営業施設の所在地を管轄する保健所となっています。

ウ 届出済証の交付

届出書の提出後、保健所が営業施設、記録等を確認し規格基準に適合していることが認められた場合、生食用食肉取扱施設届出済証を交付します。

エ 届出済証の掲示

消費者に適切な情報を提供するため、交付された届出済証については、施設の見やすい位置に掲示するよう営業者に指導します。

オ 監視の実施

保健所は、届出済施設の衛生管理状況等について、年2回以上監視を行います。

- (3) 厚生労働省から各自治体あて、規格基準の施行までに、生食用食肉の加工等を行う者を対象に講習会の開催をするよう要請があったため、9月26日から9月30日までの間に計12回の講習会を開催したところですが、同時に規格基準や本届出制等の周知を図りました。

4 今後の対応

- (1) 本年5月から実施しました緊急監視により把握した生食用食肉を取り扱うすべての営業施設を訪問し、引き続き規格基準の遵守と届出制の周知・指導を徹底します。

- (2) 今回の規格基準の改正は、生食用の牛肉を対象としたもので、生食用牛レバー等内臓は対象外です。

これまで県は、生食用牛レバー等を提供しないよう指導してきましたが、7月6日付で厚生労働省から生食用牛レバーの提供をしないよう通知があり、再度周知の徹底を図ったところですが、今後も県ホームページやリーフレット等により、営業者及び消費者への啓発を強化していきます。

別表1：生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視の結果【7月末時点】

		飲食店営業		食肉 処理業	食肉 販売業	合 計
		焼肉店	その他			
生食用食肉の取り扱い「有」の施設数		220 (13)	185	19 (0)	76 (2)	500 (15)
厚生労働省の衛生基準の適合状況	適	25 (6)	9	2 (0)	4 (1)	40 (7)
	不適	195 (7)	176	17 (0)	72 (1)	460 (8)

※上段：四日市市の監視結果も含みます。

下段：（ ）内は、四日市市の監視結果で、現在も監視を継続中です。

※衛生基準に適合しない内容は、必要とされる加工手順や自主的な細菌検査の未実施などでした。なお、不適合であった施設に対しては、生食用食肉の販売または提供の自粛を指導しました。

別表2：生食用食肉の規格基準の概要

1 成分規格
○腸内細菌科菌群陰性・検査記録1年間保存
2 加工基準
○設備・器具の衛生・専用化 ○加工ごとの器具の消毒（83℃以上） ○食肉取扱者の設置（県の講習会受講者等） ○未凍結の枝肉から切り出した肉塊を密封し加熱殺菌（表面から深さ1cm以上の部分までを60℃で2分以上加熱） ○加熱殺菌の記録を1年間保存
3 保存基準
○4℃以下で保存（冷凍は、-15℃以下）
4 調理基準
○加工基準（加熱殺菌を除く）を準用 ○加工基準で加熱殺菌された肉塊を使用 ○調理後、速やかに提供

6－2 放射性物質汚染への対応等について

1 放射性物質汚染の疑いがある牛の肉に関する対応について

(1) これまでの経緯

- ① 今般、原子力発電所事故後に放射性物質に汚染された稻わらが給餌された疑いのある牛の肉が、全国に出荷されており、暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出された事例が各地で報告されています。
- ② 県内でも大紀町の農家が、放射性物質に汚染された可能性がある稻わらを給餌していた牛を出荷していました。
- ③ 放射性物質汚染の疑いがある牛の肉は、全国で4, 872頭出荷（平成23年9月30日現在）されており、このうち、県内に流通した牛の肉は他県から県内に流通したものが92頭分、県内産として大紀町の農家から出荷された68頭分の合計160頭分となっています。
- ④ その中で、全国で残品等があった50頭に対して放射性物質の検査が行われ、10頭（福島県の4頭、岩手県の2頭、宮城県の4頭）が食品衛生法上の暫定規制値を超過していました。8頭は全て消費または販売済みですが、残り2頭は全量保管されており、一般消費者に販売されていません。
- ⑤ 平成23年8月29日から県は県産牛肉にかかる放射性物質の全頭検査を実施しており、出荷自粛を要請している大紀町の肉牛の出荷についても、準備が整い次第再開される見込みです。

※ 別表1：放射性物質汚染の疑いがある牛の肉の流通調査状況について（平成23年9月30日現在）

(2) 今後の対応

- ① 放射性物質汚染の疑いがある牛の肉の流通調査について
引き続き、県内流通状況の把握に努め、該当する牛の肉が残っていた場合は放射性物質の検査を実施します。また、検査結果から暫定規制値の超過が判明した場合は、当該牛肉の流通や販売が行われないよう対応します。
 - ② と畜場における牛の肉の放射性物質の検査の実施について
次の牛を県内のと畜場でと畜した場合は、放射性物質検査を適切に実施します。なお、円滑に検査を行うため、保健環境研究所と民間の検査機関が連携して検査を実施する予定です。
 - 平成23年3月11日からと畜日までの間、福島県、宮城県、岩手県、栃木県内で飼育され、肉用として県内のと畜場でと畜した場合
 - 放射性セシウムに汚染された稻わらの流通が確認された12道県（※）で、汚染稻わらを給餌された（疑いを含む）牛を県内のと畜場でと畜した場合
- （※）北海道、青森県、秋田県、山形県、群馬県、茨城県、埼玉県、新潟県、静岡県、岐阜県、三重県、島根県

2 放射能汚染にかかる環境放射能モニタリングの強化について

(1) これまでの経緯

- ① 現在、環境放射能調査は、環境放射能水準調査事業として文部科学省の委託を受けて、全都道府県で実施されています。
本県でも保健環境研究所（四日市市桜町）において、昭和63年度から同事業に基づき、環境放射能調査を実施しています。
- ② 福島第一原発事故後、文部科学省の依頼を受け、大気環境中放射線量、水道水、落下物の測定頻度等モニタリングの強化をはかりました。
- ③ さらに、国の平成23年度第二次補正予算で新たに250基の固定型モニタリングポストが全国に配置されることとなり、三重県には3基（各都道府県一律配置分）が割り当てられました。また、食品や土壤等の分析を強化するため、各都道府県に1台ずつゲルマニウム半導体検出器が追加配置されることになりました。
- ④ 追加された3基のモニタリングポストの配置については、文部科学省から原則地上1m高さの測定とし、原子力施設の立地場所、これまでの放射線測定において、周囲に比べて放射線量が高い場所のほか、県内に偏りなく配置することなど、「配置」の考え方方が示されています。

(2) 今後の対応

文部科学省から示された「配置」の考え方に基づき、県内における配置（候補地）について、検討しました。

① 県内の配置（候補地）について

ア 近県の福井県、静岡県に原子力施設があることから、敦賀原子力発電所からの距離が近い北勢地域、浜岡原子力発電所からの距離が近い伊勢・志摩地域に各1基を配置することとし、北勢地域は、すでに保健環境研究所に1基が配置されています。また、放射線量が特に高い地域は、県内では該当する地域はなく、偏りなく県内を監視するため、残り2基を伊賀地域、紀州地域に配置することとしました。

イ モニタリングポストの電源確保やデータ集積、機器の管理等を考慮すると、選定した地域に立地する県庁舎の敷地内に設置することとしています。

② 以上の内容を踏まえ設置候補地は、次のとおりです。

設置候補地（案） 伊勢市（県伊勢庁舎）

伊賀市（県伊賀庁舎）

尾鷲市（県尾鷲庁舎）

※ 四日市市（保健環境研究所）既設

③ 配置時期について

年度内配置を予定しています。

(別表1)

放射性物質汚染の疑いがある牛の肉の流通調査状況について【H23.9.30現在】

1 福島県

	出荷頭数	検査結果		
		実施件数	暫定規制値超過 ※1	暫定規制値以下
南相馬市	17 (うち11頭は全国に流通せ)	17	17	0
浅川町 (うち三重県内流通分)	42 (5)	26 (3)	12 (2)	14 (1)
郡山市、喜多方市及び相馬市 (うち三重県内流通分)	84 (5)	40 (3)	2	38 (3)
二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市及び会津坂下市 (うち三重県内流通分)	411 (13)	146 (2)		146 (2)
白河市、猪苗代町 (うち三重県内流通分)	28 (1)	12 (1)	5 (1)	7 (0)
須賀川市、古殿町、石川町、いわき市	272 (1)	60	2	58
二本松市、須賀川市、田村市、石川町、古殿町、平田村、鮫川村	13	4		4
浪江町(粗飼料汚染) (うち三重県内流通分)	229 (1)	31 (1)	18 (1)	13 (0)
合計 (うち三重県内流通分)	1,096 (26)	336 (10)	56 (4)	280 (6)

※1 暫定規制値超過事例は回収措置がとられる

2 福島県以外の道県

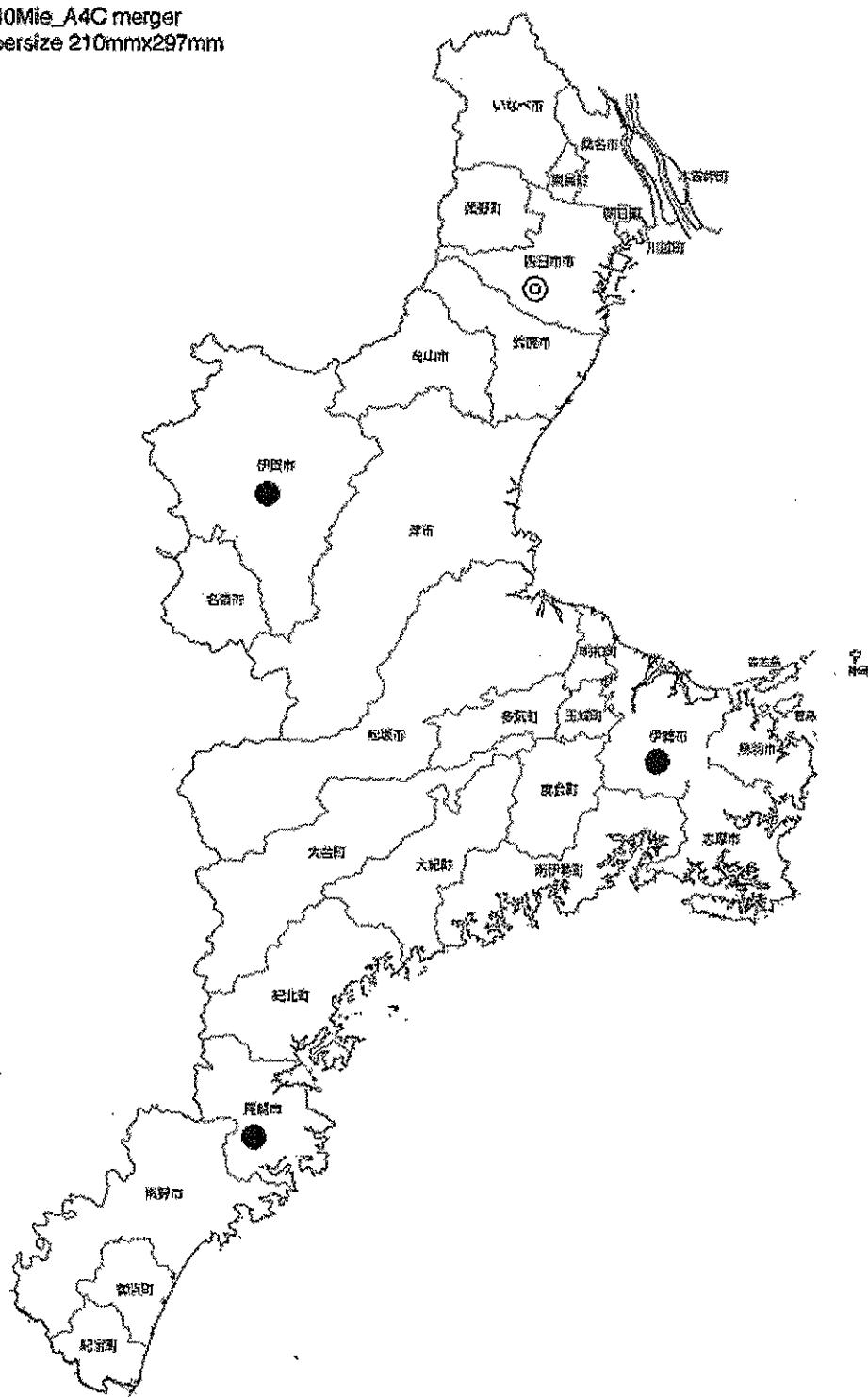
	食肉出荷頭数	検査結果		
		実施件数	暫定規制値超過 ※1	暫定規制値以下
山形県	98	41	2	39
岩手県 (うち三重県内流通分)	529 (5)	173 (3)	15 (2)	158 (1)
新潟県 (うち三重県内流通分)	131 (2)	83 (1)		83 (1)
静岡県 (うち三重県内流通分)	148 (6)	75 (1)		75 (1)
三重県 (うち三重県内流通分)	68 (68)	27 (27)		27 (27)
秋田県	35	22	2	20
栃木県 (うち三重県内流通分)	206 (2)	62	10	52
岐阜県 (うち三重県内流通分)	170 (12)	102 (2)		102 (2)
宮城県 (うち三重県内流通分)	2,109 (39)	516 (6)	47 (4)	469 (2)
北海道	15	7		7
茨城県	78	43		43
群馬県	13	12		12
埼玉県	2	2		2
鳥根県	174	79		79
合計 (うち三重県内流通分)	3,716 (134)	1,244 (40)	76 (6)	1,168 (34)
総計 (うち三重県内流通分)	4,872 (160)	1,580 (50)	132 (10)	1,448 (40)

(※出典:厚生労働省資料より)

※1 暫定規制値超過事例は回収措置がとられる

参考：別紙 設置候補地図（案）

0240Mie_A4C merger
papersize 210mmx297mm



7 医師確保・救急医療対策等について

7-1 医師確保対策について

1 取組状況

医師不足、偏在解消に向けて、医師無料職業紹介事業等の医師不足の影響を当面緩和する取組や、地域医療支援センター（仮称）の設置、運営等の中長期的な視点に立った取組を進めていますが、主な取組状況（9月末現在）は次のとおりとなっています。

（1）医師不足等の影響を当面緩和する取組について

- ・医師無料職業紹介事業

問い合わせ数：28名、成約数：12名、継続数：8名

成約内訳：常勤3名・非常勤9名

- ・臨床研修医・専門研修医に対する研修資金貸与制度の運用

平成23年度貸与者 臨床研修医：14名、専門研修医：4名（選考中）

- ・病院勤務医負担軽減対策

支援病院数 5病院（タブレット型コンピューターを利用した情報共有システム等7件）

（2）中長期的視点に立った取組について

- ・医師修学資金貸与制度の運用

平成23年度新規貸与者：62名、貸与者累計：288名

- ・臨床研修病院の魅力向上対策

支援病院数 9病院等（感染症プログラム構築に向けた研修参加支援等11件）

- ・地域医療教育の充実

地域医療研修センターでの研修実施 35名受入予定

へき地医療体験実習の開催 8月24日～27日

4病院、3診療所での体験実習（参加者：三重大生、自治医大生等18名）

へき地医療研修会の開催 8月27日～28日

体験実習参加学生による報告会等（参加者：三重大生、自治医大生、へき地医療関係者等104名）

- ・地域医療支援センター（仮称）の設置

10月4日現在 国の補助事業申請中

（3）その他

- ・NPO法人MMC卒後臨床研修センターへの支援による臨床研修プログラムの充実
平成24年度からのMMCプログラム実施への支援等

- ・三重大学医学部出身医師への協力依頼

8月28日 三重大学医学部医学科同窓会（三医会）関東支部総会において、県内における医師不足状況等を説明し、協力を依頼

2 今後の対応

上記の取組等を通じて、引き続き、医師確保に努めてまいります。

なお、国の地域医療支援センター運営事業費補助金については、今年度に本県が採択されるのは厳しい状況にありますが、引き続き、設置団体数の増加と本県事業の採択について、情報収集と要請を行っていきます。

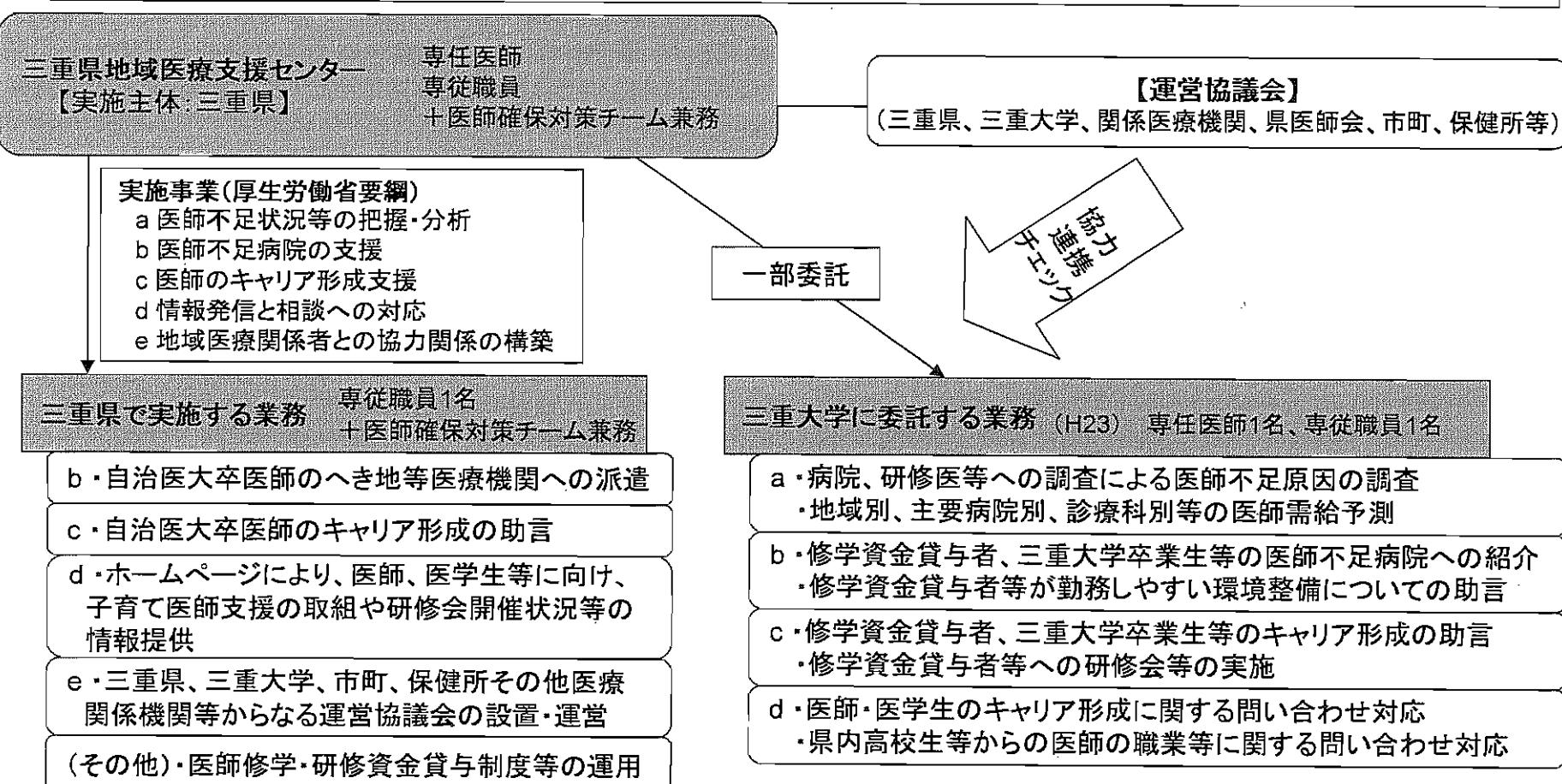
また、このことと並行して、地域医療再生基金（拡充）を活用して医師不足状況や各医療機関における研修プログラムの状況の把握・分析等の取組を計画していますが、国の補助金において、本県事業が採択された場合は、地域医療支援センター（仮称）を早期に設置し、これらの業務の移管を検討していきます。

さらに、医師修学資金の返還免除のための勤務対象となる医療施設について、これまで救急告示病院等を対象としてきたところですが、医師不足の現状に鑑み、精神科救急医療施設と小児救急医療拠点病院も対象に含める必要があると考えており、今後、速やかに検討を行い、対応してまいります。

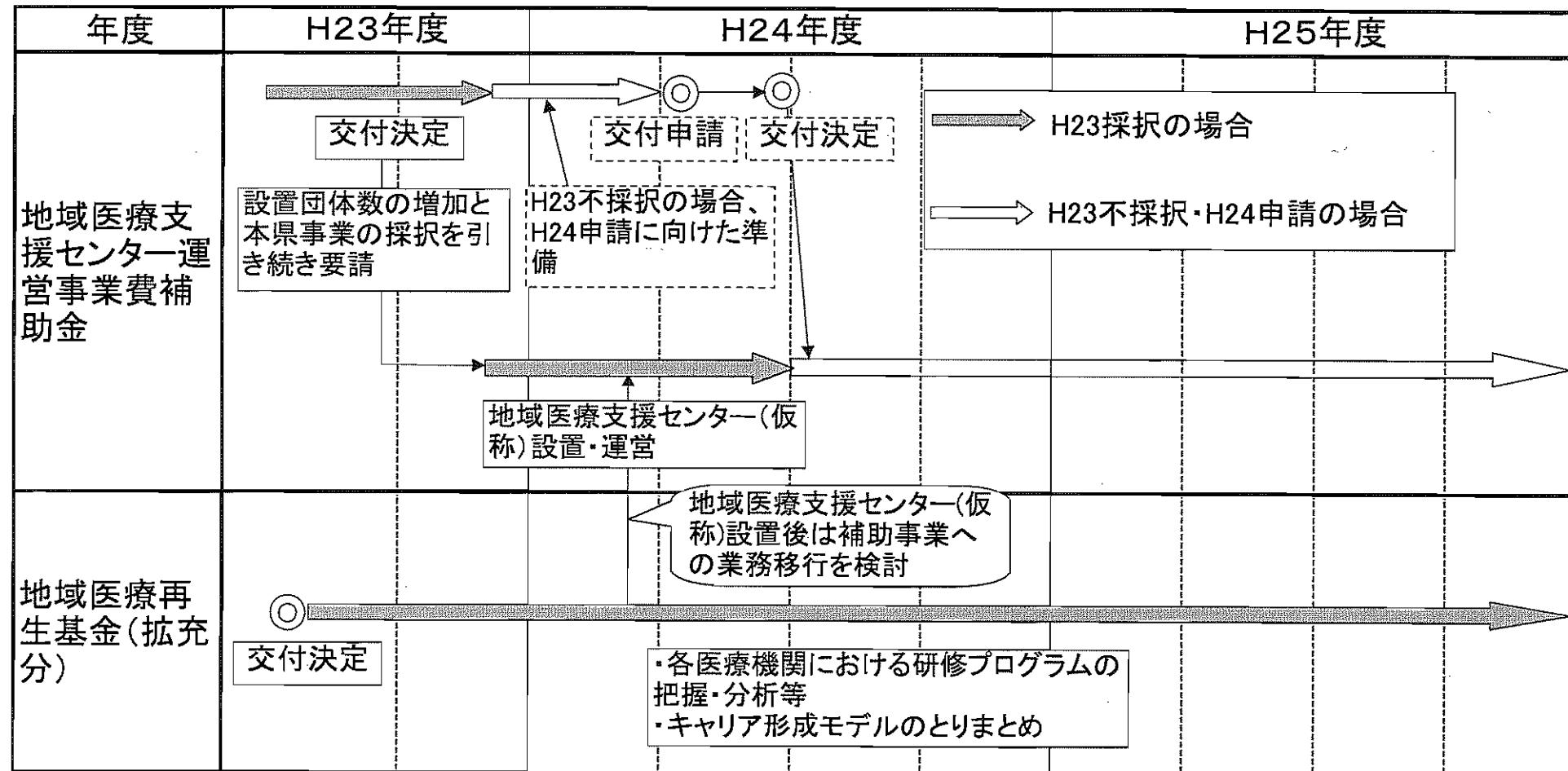
三重県地域医療支援センターの業務(案)

三重県地域医療支援センターで実施する医師確保対策

今後、修学資金等貸与医師の県内勤務開始が大幅に増加する見込みであるが、これらの医師が、キャリア形成に不安を持つことなく、地域の医療機関と中核病院とのローテーションを経験する中で、地域の医療機関で指導医として活躍したり、専門医を取得したりできるようなキャリア形成の支援を行う必要がある。また、地域の医療機関をローテーションに含めたキャリアパスを提案することにより、医師不足病院の医師確保の支援等にもつながる仕組み作りを行う必要がある。



三重県地域医療支援センター(仮称)工程表(案)



7-2 地域医療再生臨時特例交付金の申請について

1 三重県地域医療再生計画（拡充分）（案）の概要

(1) 構成

三次医療圏（県全体）を対象とした計画とし、急性期から回復期、在宅までの切れ目のない医療提供体制を構築することをめざし、以下の構成で取りまとめました。

- ① 救急医療等の充実に向けた取組
- ② 小児・周産期医療の充実に向けた取組
- ③ 人材育成・診療情報ネットワークの構築等に向けた取組

(2) 計画に基づく地域医療再生臨時特例交付金の要望額

約106億円（内訳：15億円（基本分）+約91億円（加算分））

2 計画（案）提出後の経緯等

平成23年6月16日 厚生労働省へ計画（案）を提出

平成23年7月8日 厚生労働省が「地域医療再生計画に係る有識者会議」を開催（評価方法の決定等）

平成23年7月21日 知事が厚生労働省政務三役へ要望

（計画を確実に実施できるよう適切な評価と必要な予算配分を要望）

対応者：小宮山洋子 副大臣（当時）

平成23年9月30日 厚生労働省が「地域医療再生計画に係る有識者会議」を開催（都道府県の計画（案）の評価等）

平成23年10月中旬頃 厚生労働省から各都道府県に交付金額の内示（見込み）

3 今後の対応

今後、厚生労働省における「地域医療再生計画に係る有識者会議」の審議結果を踏まえて、各都道府県に交付金額が内示されます。本県としては、内示後速やかに三重県医療審議会地域医療対策部会を開催し、内示された交付金額を踏まえ、計画の正式決定を行い、厚生労働省に交付申請を行う予定です。



目標:重症傷病者の受け入れ困難事案の低減による救急搬送時間の短縮

本県における脳卒中の年齢調整死亡率の低減

本県における急性心筋梗塞の年齢調整死亡率の低減

東日本大震災規模の地震に対応する医療救護体制の整備

現在の課題

主な取組

主な事業(約106億円:15億円)

急性期

- 救急搬送にあたり、消防と医療機関間の情報共有・連携が不十分

- 桑名地域、東紀州地域における2次救急提供体制が脆弱

- 救急車からの情報を救急病院が共有するシステム導入

- 桑名地域、東紀州地域での二次救急の充実
 - ・桑名市民病院と山本総合病院との統合(400床規模の新病院)
 - ・東紀州地域で二次救急を担う病院の整備及び情報共有体制構築

- MIE-NET構築事業(105,500千円:105,500千円)モデル地域を設定し、患者情報を救命救急センター等と共有するネットワークを構築

回復期

- 県南地域において回復期リハビリテーション病棟がない

- 心筋梗塞発症後のリハビリテーション設備が不十分

- 県南地域において、回復期リハビリテーション病棟を整備

- CCU施設において、心臓リハビリテーション設備を整備

- 回復期リハビリテーション病床整備事業(200,000千円:200,000千円)県南地域に回復期リハビリテーション病床を整備

- 急性心筋梗塞回復期リハビリテーション設備整備事業(11,250千円:11,250千円)CCU施設等に心臓リハビリテーション設備を整備

災害

- 未曾有の大災害である東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時の医療体制を充実させる必要

- 災害時の医療を支える人材の育成等

- 災害時医療体制充実事業(20,000千円:20,000千円)災害時の医療体制充実のため人材育成を実施

地域医療再生計画終了時の姿

この地域は、より早く・より適切な搬送の実現、救急病院から在宅まで安心の医療提供体制が構築される。

三重県地域医療再生計画（拡充分）（案）概要 ②小児・周産期医療の充実に向けた取組



**目標：安心・安全な妊娠・出産を実現
子どものこころと身体の健やかな成長を支援**

高度・専門的医療	現在の課題	主な取組	主な事業(約106億円:15億円)
	<ul style="list-style-type: none"> ○出生の多い北勢地域においてNICU等が不足 ○診療所（一次施設）と病院（二次・三次施設）の機能分担が不十分 ○新生児ドクターが老朽化 ○周産期医療を担う人材が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○北勢地域にNICU等を整備するとともに、北勢に新たに県内2か所目の総合周産期母子医療センターを設置 ○産科オーブンシステムを周産期母子医療センターで実施する等、分娩にかかる機能分担を推進 ○県内に新たな新生児ドクター整備 ○周産期医療を担う人材を育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○周産期医療体制強化事業(49,082千円:48,482千円)北勢地域にNICUを整備、産科オーブンシステムの推進 ○新生児搬送体制充実事業(60,000千円:30,000千円)新たな新生児ドクターの整備 ○周産期医療従事者育成事業(6,600千円:6,600千円)周産期医療を担う人材を育成
小児発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを持つ小児等への支援ニーズが高まる中、専門的な治療の提供が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園をこころと身体の発達支援の拠点として一体的に整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○こころと身体の発達支援拠点整備事業(2,832,197千円:100,000千円)草の実とあすなろを一体的に整備
	<ul style="list-style-type: none"> ○小児の在宅医療に対応する受け皿が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内全域の小児在宅医療の充実に向けた取組実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○小児在宅医療支援ネットワーク構築事業(56,450千円:56,450千円)小児在宅医療に関する相談機能を有する拠点を整備
在宅医療			

地域医療再生計画終了時の姿

この地域は、母と子の、こころと体の健康が実現される。

三重県地域医療再生計画（拡充版）（案）③人材育成・診療情報ネットワークの構築に向けた取組

目標：地域医療を支える医師等の医療従事者を安定的に確保
患者の立場に立った質の高いがん医療の提供とがんに関する情報提供の実施
医療機関相互の連携の推進による効率的な医療提供体制の確立
根拠に基づく適切な疾病対策の企画・立案を行う体制の整備

人材育成、高度・専門的治療	現在の課題	主な取組	主な事業（約106億円：15億円）
	<ul style="list-style-type: none">○医療人材の育成・復職支援等のキャリアサポートを組織的に進める必要○高度に専門性の高い人材の育成が必要○高齢化、疾病構造の変化から、全身を診られる総合医（家庭医）の育成が必要○医療安全・感染管理の専門家が不足	<ul style="list-style-type: none">○総合医を育成するための拠点を県内複数箇所に整備するとともに、研修資金の貸与等により総合医（家庭医）を育成○三重大学を中心に血管内治療センターやがん診療にかかる高度機器を整備して、その活用と研修資金貸与等により、高度専門医療を担う人材を育成○オープンスキルスラボ等の併設された人材育成・キャリア支援の拠点を整備○医療安全・感染管理に係る人材の育成と相談体制を整備	<ul style="list-style-type: none">○キャリア支援・指導医育成等事業（85,700千円：85,700千円）人材育成・キャリア支援の拠点を整備○総合医（家庭医）・専門医育成等事業（144,000千円：139,406千円）研修資金の貸与等により総合医（家庭医）、専門医を育成○脳卒中高度先進医療設備等整備事業（91,500千円：91,500千円）血管内治療にかかる高度機器の整備と人材育成○医療安全・感染管理の拠点整備事業（36,000千円：36,000千円）医療安全・感染管理を行う拠点の整備
ネットワーク	○効率的な診療情報ネットワークの構築が必要	○既存の高速ネットワークの活用により各種ネットワークの普及拡大	○県内医療機関ネットワークシステム構築事業（43,200千円：0千円）医療機関間の高速通信ネットワークの整備
疫学調査	○各傷病に対する疫学調査、研究に係る基盤整備が必要	○がん等の疫学調査を実施	○疫学調査による各種傷病対策推進事業（51,000千円：51,000千円）疫学調査の実施、分析

地域医療再生計画終了時の姿

この地域は、どこでも安心して質の高い医療を受けられる。

【所管事項説明】

7-3 ドクターへリの取組状況について

1 現状

三重県では、平成22年9月に三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院の2病院を基地病院とし、協力しながらドクターへリの運航開始に向けて取り組んできています。ドクターへリの円滑で効果的な運航について連絡・調整を行う運航調整委員会の設置・運営や運航会社との契約などについては、三重大学医学部附属病院において進められています。

【これまでの取り組み】

平成23年3月 第1回運航調整委員会の開催（ドクターへリ運用要領等の策定に向けた作業部会等の設置）

平成23年5月 運航調整委員会作業部会の開催（運用要領等の検討）

平成23年7月 臨時離着陸場の選定に向けた調査（各消防本部へ協力依頼）

① 防災へリ用臨時離着陸場のドクターへリ活用の確認

② 新たな臨時離着陸場の候補地推薦

※ 今後、推薦のあった新たな臨時離着陸場を中心に現地調査等を行い、ドクターへリ用の臨時離着陸場のデータの整理や、運用手順の確立を進める。

平成23年8月 市町救急担当課長会議等で協力依頼

平成23年9月 消防本部救急担当課長会議で協力依頼

平成23年9月 運航会社の選定（三重大学において入札・契約）

※中日本航空株式会社（愛知県西春日井郡豊山町）に決定。

また、ドクターへリ関係団体、関係学会の研修会を活用し、ドクターへリに搭乗する医師・看護師の研修を実施しています。

2 運航体制

三重県医療審議会救急医療部会の意見を踏まえ、ドクターへリ事業の実施主体を、基地病院である三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院としています。

県は、ドクターへリ事業を実施する基地病院に対して、国の補助制度（救急医療対策事業実施要綱）に基づき、運航に必要な経費を助成します。

運航調整委員会の事務局や運航会社との契約事務などについては、三重大学医学部附属病院が担うものとしており、県は、国の補助制度に基づき、三重大学医学部附属病院に補助します。

(参考) 三重県医療審議会救急医療部会（平成 22 年 9 月 7 日）の意見

「三重県のドクターへリについては、三重大学医学部附属病院と山田赤十字病院の 2 病院を基地病院とし、協力体制のもと、運航を行うものとする。ただし、運航調整委員会や運航会社との契約などについては、三重大学医学部附属病院が担うのが相応しいと考える。また、両病院の通信センターの設置に関することや、両病院の当番日の設定などについては、今後、両病院との間で、運航調整委員会の中の議論などを踏まえて、決定していくものとする。」

3 今後の取組

今後は、運航調整委員会において、ドクターへリ運用要領等を策定します。また、基地病院において、同要領に基づくドクターへリの出動要請などについて、救急隊をはじめとする消防職員に対する説明会や基地病院周辺の住民説明会の開催など、安全で円滑な運航体制の構築をはかり、平成 24 年 2 月の運航開始をめざします。

【所管事項説明】

7-4 三重県救急医療情報システム（医療ネットみえ）の再構築と コールセンターの設置について

1 システム再構築の概要

(1) システムの経緯

昭和 57 年に県、市町及び医師会の三者により財三重県救急医療情報センターを設立し、受診可能な初期救急医療機関（病院・診療所）の電話案内を消防本部により開始しました。平成 15 年 10 月からは、インターネットでも閲覧できるようになり、現在に至っています。

平成 15 年 10 月に締結した本システムの委託契約が満了となつたことに伴い、県民及び医療機関等関係者にとって使いやすいシステムとなるように再構築を行い、平成 23 年 10 月 1 日から新システムへ移行したところです。

また、上記の消防本部による電話案内については、平成 23 年 9 月末をもって業務を終了し、10 月 1 日に開設した「三重県救急医療情報センター コールセンター」がこの業務を引き継いでいます。

(2) システムの概要

医療機関が診療応需の可否（応需情報）をパソコン入力することにより、その情報が専用回線で財三重県救急医療情報センターへ送信されます。休日や夜間等に、県民（救急車を呼ぶほどではない軽症者）が医療機関を受診したいときに、各地域所定の局番 + 1199 をダイヤルすると、同センターが把握した応需情報に基づいて、受診可能な医療機関を案内します。

また、ホームページ「医療ネットみえ」でも、受診可能な医療機関を検索することができます。

(3) システムの主な改良点

県民及び医療機関等がシステムを利用しやすくするため、次のような改良を行いました。

- ・ 医療機関情報を見やすく、内容も分かりやすくするため、ホームページのデザインを刷新
- ・ 指定日時（例えば土曜日の午後など）に受診可能な医療機関の検索や、キーワード検索など、便利な検索メニューを充実
- ・ 医療機関の場所を表示する地図は、スクロールや拡大縮小などの操作性が高く、処理速度も速い高性能の地図を採用
- ・ 医療機関による応需情報入力を促進するため、操作が簡便なタッチパネル型応需専用端末を一部の診療所に貸与

(4) 今後の取組

今後は、このシステムが県民に十分活用されるよう周知啓発に努めるとともに、県医師会及び各地区医師会、市町等との連携をこれまで以上に強化し、休日・夜間に受

診できる医療機関を増加できるよう取り組んでまいります。

併せて、新システムが的確に稼動するよう保守管理に努めるとともに、定期的に稼働状況を検証し、必要に応じて改修を行うなど、より効果的なシステムの運用をめざします。

2 コールセンターの設置

(1) 経緯

各地域の消防本部が行っていた電話案内業務については、案内件数及び119番通報件数の増加等に伴い、救急搬送業務に支障が出ていることなどから、平成23年9月末をもって案内業務を終了しました。当該業務は、新たに設置した「三重県救急医療情報センター コールセンター」が引き継いで、10月1日から運営を開始したところです。

(2) 概要

○名称：三重県救急医療情報センター コールセンター

○開始日時：平成23年10月1日 午前11時から

○運営主体：(財)三重県救急医療情報センター（県から業務委託）

○設置場所：津市桜橋2-191 三重県赤十字血液センター3階
(財)三重県救急医療情報センター内

○業務内容：県民からの電話による問い合わせに対し、オペレーターが受診可能な医療機関等を案内。必要に応じ、医療機関及び消防機関等との連絡調整。

※オペレーターは、電話案内業務を以前に担当しており、相談者の症状の的確な判断ができ、地域事情にも精通した消防OB職員と人材派遣会社からの派遣社員で構成し、曜日や時間帯など状況に応じて適切かつ効率的に配置。

○電話受付時間：24時間365日対応

○電話番号：各地域所定の局番+1199（従来と同じ） ※例：津059(256)1199

(3) 今後の取組

今後も引き続き、これまで業務を行ってきた各地域の消防本部と緊密な連携を行うとともに、応需情報の収集方法、案内業務の実施方法、オペレーターの人員体制及び教育研修体制等を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、県民により適切に電話案内ができるよう努めてまいります。

【所管事項説明】

8 社会福祉施設等の施設基準等の条例制定及び県から市町への権限移譲について

1 「一括法」^{※1}（第1次・第2次）に伴う条例制定等について

平成23年4月28日に成立し、5月2日に公布された、いわゆる地域主権関連三法^{※2}のうち、一括法（第1次）については、自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために「義務付け」^{※3}「枠付け」^{※4}の見直しや条例制定権の拡大などを図るために制定されたものです。

また、平成23年8月26日に成立し、8月30日に公布された一括法（第2次）では、同様に「義務付け」「枠付け」の見直しや条例制定権の拡大を図るほか、新たに未熟児の訪問指導等の県から市町への「権限移譲」等について規定されています。

これにより、これまで国が定めていた社会福祉施設の設置基準等（保育所などの設備や運営に関する基準など）の一部を都道府県条例で規定することとなります。

新たに必要となる条例制定（条例改正を含む）案件につきましては、下表のとおりです。

※1 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

※2 「※1の一括法（第1次）」、「国と地方の協議の場に関する法律」、「地方自治法一部改正法」の3つの法律。

※3 法令により自治体に一定種類の活動を義務付けること。

※4 法令により自治体の活動について手続き、判断規準等の枠付けを行うこと。

○第1次一括法に基づく条例制定（改正）案件〔健康福祉部所管分〕

対象となる基準	該当する施設・サービス
児童施設の従業者・設備・運営に関する基準	<input type="radio"/> 指定通所支援事業 <input type="radio"/> 指定障害児入所施設等 <input type="radio"/> 児童福祉施設
高齢者施設の従業者・設備・運営に関する基準	<input type="radio"/> 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム <input type="radio"/> 基準該当居宅サービス <input type="radio"/> 基準該当介護予防サービス <input type="radio"/> 指定居宅サービス <input type="radio"/> 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 <input type="radio"/> 指定介護療養型医療施設 <input type="radio"/> 指定介護予防サービス
障がい者施設の従業者・設備・運営に関する基準	<input type="radio"/> 基準該当障害福祉サービス事業 <input type="radio"/> 指定障害福祉サービス事業 <input type="radio"/> 指定障害者支援施設 <input type="radio"/> 障害者支援施設 <input type="radio"/> 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
認定こども園の認定の要件に関する基準	<input type="radio"/> 認定こども園 ^(注1)

注1) 認定こども園については、既存の「認定こども園の認定基準等に関する条例」の改正。

○第2次一括法等に基づく条例制定案件〔健康福祉部所管分〕

対象となる基準	該当する施設・サービス
児童施設の指定に関する基準	<input type="checkbox"/> 指定障害児通所支援事業 <input type="checkbox"/> 指定障害児入所施設
病院、診療所等の従業者・設備・運営に関する基準	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 療養病床を有する診療所
保護施設の従事者・設備・運営に関する基準	<input type="checkbox"/> 保護施設
社会福祉施設の設備・運営に関する基準	<input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム <input type="checkbox"/> 婦人保護施設
高齢者施設の指定に関する基準	<input type="checkbox"/> 指定居宅サービス <input type="checkbox"/> 指定介護予防サービス <input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設
障がい者施設の指定に関する基準	<input type="checkbox"/> 指定障害福祉サービス事業
移動等円滑化のために必要な道路の構造・特定公園施設の設置に関する基準	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 特定公園施設
食品衛生検査施設の設備、職員配置に関する基準	<input type="checkbox"/> 食品衛生検査施設

注) 「一括法」(第1次・第2次とも)に基づく施設設置基準等については、各関係法律の項目ごとに、「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」とが設定されており、「従うべき基準」とされたものについては、国が定める基準の範囲を超えることはできません。(別表「法令と条例の関係」参照)

2 「一括法」(第2次)に伴う権限移譲について

第2次一括法により、県から市町へ権限を移譲するものに関しては、下表のとおりです。

○第2次一括法に基づく県から市町への権限移譲案件〔健康福祉部所管分〕

対象となる分野	移譲先
身体障害者相談員及び知的障害者相談員への委託による相談対応、援助	市町 ^(注2)
未熟児の訪問指導等	市町
育成医療の支給認定等	市町 ^(注2)
墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等	市 ^(注2)
社会福祉法人の定款の認可、報告徵収、検査、業務停止命令等	市
理容所の衛生措置基準の設定等	保健所政令市
興行場の衛生措置基準の設定等	保健所政令市
旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等	保健所政令市

対象となる分野	移譲先
公衆浴場の衛生等措置基準の設定等	保健所政令市
クリーニング業が講ずべき措置の基準設定	保健所政令市
毒物・劇物業務上取扱者の届出受理、廃棄物の回収命令、立入検査等	保健所政令市(全て移譲済み) ^(注2)
美容所の衛生措置基準の設定等	保健所政令市
薬局の開設の許可、製造販売業の許可、薬局開設者からの報告徴収、立入検査等	保健所政令市(全て移譲済み) ^(注2)
結核指定医療機関の指定、報告徴収、立入検査等	保健所政令市

注2) 本県の事務処理特例条例により、既に「移譲済み」となっている案件も含んでいます。

注3) 保健所政令市については、県内では四日市市が該当します。

3 今後の進め方

(1) 県条例の制定、改正等

一括法の関係部分の施行日が平成24年4月1日となっており、また、法律の施行から最大1年間の経過措置^{※5}が認められている^{※6}ことから、県条例の制定等については、関係施設の実態調査や社会福祉審議会で議論を行うとともに、県議会等のご意見等を踏まえながら的確に対応していく予定です。

※5 平成25年3月31日までの間、基準設定に係る県条例の制定施行までは厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなすとする経過措置。

※6 認定こども園及び食品衛生検査施設に関するものは経過措置なし。

(2) 権限移譲

県から市町への権限移譲についても、法律の施行日が平成24年4月1日となっており（未熟児の訪問指導、育成医療の支給認定等は平成25年4月1日施行）、移譲される市町との意見交換や説明会等を実施するなどして、円滑な業務の移譲が進むよう努めます。

〔別表〕 法令と条例の関係

区分	従うべき基準 (法令に必ず適合しなければならない基準)	標準とする基準	参酌すべき基準 (法令を十分参考しなければならない基準)
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
異なるものを定めた場合	法令の基準の範囲を超える場合は違法	合理的な理由がない場合は違法	「参酌する行為」を行わなかった場合は違法

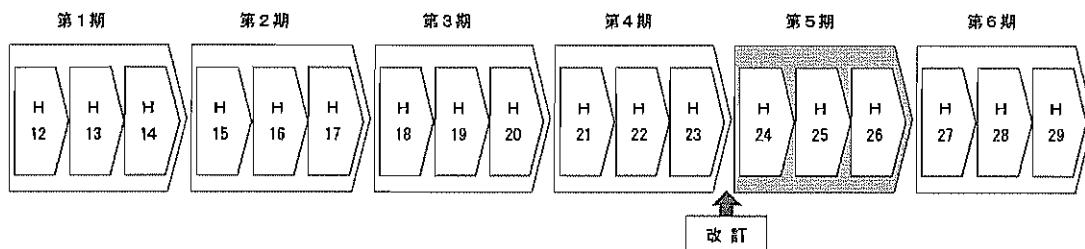
9 健康福祉部所管計画の改訂について

9-1 第5期介護保険事業支援計画等の策定に係る基本方針について

1 支援計画の策定の根拠

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するため、介護保険法第118条第1項の規定により、都道府県は、国が示す「基本指針」に即して、3年を1期とする「介護保険事業支援計画（以下「支援計画」という。）」を定めるものとされており、平成23年度中に平成24年度から平成26年度までを計画期間とする次期支援計画を策定する必要があります。

なお、支援計画は、老人福祉法第20条の9第1項に基づく「老人福祉計画」と一体のものとして作成することとされています。



2 支援計画の主な内容

支援計画においては、基本指針に即して、主に以下のようないくつかの事項を規定することになります。

○基本的記載事項

介護給付等対象サービスの量の見込み（介護保険施設の必要入所定員総数等）

○任意記載事項

被保険者及び介護給付等対象サービスの現状

施設における生活環境の改善を図るために事業に関する事項

人材の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

介護給付対象サービスの円滑な提供を図るために事業に関する事項

予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るために事業に関する事項

介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

介護サービス情報の公表に関する事項

療養病床の円滑な転換を図るために事業に関する事項

財政安定化基金の取崩しに関する事項

その他都道府県が必要と認める事項

なお、介護保険法第117条第1項の規定により、介護保険者（市町・広域連合）は「介護保険事業計画」を定めるものとされており、「介護保険料」はこの介護保険事業計画の中で設定することになります。

3 支援計画に基づく県の具体的な取組

支援計画では、7つの取組体系のもと、40程度の具体的な行動（アクション）を実施する予定です。

取組の中から、「介護サービス基盤の整備」、「認知症総合対策の推進」、「地域包括ケアの構築」及び「介護・福祉人材の安定的な確保」の4項目を特に重点的に取り組むほか、「介護保険制度の円滑な運営」、「在宅生活支援の充実」及び「高齢者の安全・安心の確保」の3項目について、体系的に実施します。（別紙参照）

4 支援計画策定の方向性

- (1) 第5期の基本指針が、継続性を持ったものとして、第4期の一部改正とされる予定であることから、本県における第5期の支援計画についても、第4期の支援計画と継続性を持った改訂版として策定します。
- (2) 平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の趣旨に沿ったものとします。
- (3) 保健・医療・福祉の専門家で構成する「三重県社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）」で内容を審議するとともに、県議会 健康福祉病院常任委員会への報告をはじめ、パブリックコメントを行い、県民の意見を十分に踏まえたものとなるよう努めます。
- (4) 介護給付等対象サービスの量の見込みについては、市町（広域連合含む）が定める介護保険事業計画を圏域ごとに積み上げて設定します。サービス量の見込みに基づき、市町（広域連合含む）では保険料の設定等を行い、県では介護保険施設（広域型）の必要入所定員総数（整備可能数）の設定等を行います。

5 今後の予定

平成23年10月 健康福祉病院常任委員会に支援計画の基本方針
を報告

平成23年11月 第2回専門分科会において中間案を審議

平成23年12月 健康福祉病院常任委員会に中間案を報告

平成24年1月頃 パブリックコメントの実施

平成24年2月 第3回専門分科会において最終案（※）を審議

平成24年3月 健康福祉病院常任委員会に最終案（※）を報告

平成24年4月 支援計画の公表

※ 介護保険施設（広域型）の必要入所定員総数（整備可能数）は、積み上げ作業の関係から、最終案の中で報告します。

取 組 方 針

1 介護サービス基盤の整備（重点的取組項目）

特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向け、県は広域型特別養護老人ホーム、市町は地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に努めます。

また、高齢者一人ひとりの個性と生活リズムを尊重した個別ケアを推進するため、個室ユニット化を推進します。

2 認知症総合対策の推進（重点的取組項目）

認知症サポータの養成等による「認知症知識の普及」、サポート医養成研修等の「認知症対応力の向上」及び認知症疾患医療センターを中心とした「認知症ケア連携」を一体的に実施する「認知症総合対策」を実施します。

3 地域包括ケアの構築（重点的取組項目）

高齢者の生活全般を支えるしくみである地域包括ケアの取組が継続的に行われるよう、地域包括支援センター職員等のネットワーク形成力の向上を図るなど、地域包括支援センターの機能強化を支援します。

4 介護・福祉人材の安定的な確保（重点的取組項目）

介護・福祉人材の安定的な確保に向けて、新たな人材の確保に取り組むとともに、現在働いている職員の定着を支援します。

5 介護保険制度の円滑な運営

高齢期を支える仕組みの中心である介護保険制度を適正に運営するため、保険者の財政運営支援、被保険者の権利擁護、サービスの質の向上などに取り組みます。

6 在宅生活支援の充実

誰もが健康でいきいきとした高齢期を送れるよう、健康づくりや介護予防などを推進し、高齢者の在宅生活を支援します。

7 高齢者の安全・安心の確保

高齢者の安全・安心を支えるため、防災対策、医療保険の適切な運営、消費者保護、交通安全などに積極的に取り組みます。

9-2 次期障がい者福祉プランの策定について

1 計画策定の趣旨

(1) 経緯

三重県では、平成 18 年度に、障害者基本法第 11 条第 2 項により策定を義務づけられている「三重県障害者プラン（第四次行動計画）」と、障害者自立支援法第 89 条第 1 項により策定を義務づけられている「三重県障害福祉計画（第一期計画）」を統合した「みえ障がい者福祉プラン」を策定しました。

その後、障害者自立支援法による新制度への移行が完了する平成 23 年度末を見据えて、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間の第 2 期計画を策定しました。

(2) 現状

このプランは、三重県の障がい者施策の基本方針を示すものであり、「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる共生社会の実現」をめざし、具体的な施策と必要なサービスの提供体制の確保に関して定めるとともに、数値目標として地域移行や一般就労移行に関する項目等を設定し、その実現に向けて事業に取り組んでいるところです。

(3) 障がい者施策を取り巻く環境変化

障がい者の権利の保護に関する国際的動向等を踏まえ、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会を実現することを目的に掲げるとともに、共生社会を実現するための基本原則を定めるほか、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策等に関する規定の見直し等を行った改正障害者基本法が平成 23 年 8 月 5 日に公布されたところです。

(4) 次期プラン策定の考え方

現行プランは、平成 23 年度で終期を迎えることから、現行プランの検証を行うとともに、本県における現状と課題を踏まえ、改正障害者基本法や障害者自立支援法に基づく国の基本指針に即して、平成 23 年度中に次期プランを策定するものです。

2 次期プラン策定の検討体制

(1) 三重県障がい者支援施策総合推進会議

福祉、医療、労働、教育、住宅などそれぞれの分野が連携し、障がい者支援施策を総合的に推進するため、府内に設置した三重県障がい者支援施策総合推進会議において、現行プランの検証及び次期プランの検討を行います。

(2) 市町への障害福祉計画策定支援

障害者自立支援法において、「都道府県の障害福祉計画は、市町村の障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から定める」とされていることから、県内市町における障害福祉計画の策定を支援することが必要となります。

このため、担当する市町職員への研修や関連データの収集と提供などを行っています。

(3) 県民の意見の反映

次期プランの中間案及び最終案については、健康福祉病院常任委員会で審議いただくとともに、障害者基本法に基づく附属機関である三重県障害者施策推進協議会及びその部会である三重県障害者自立支援協議会で意見を聴取し、次期プランに反映します。

また、中間案について、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を求めます。

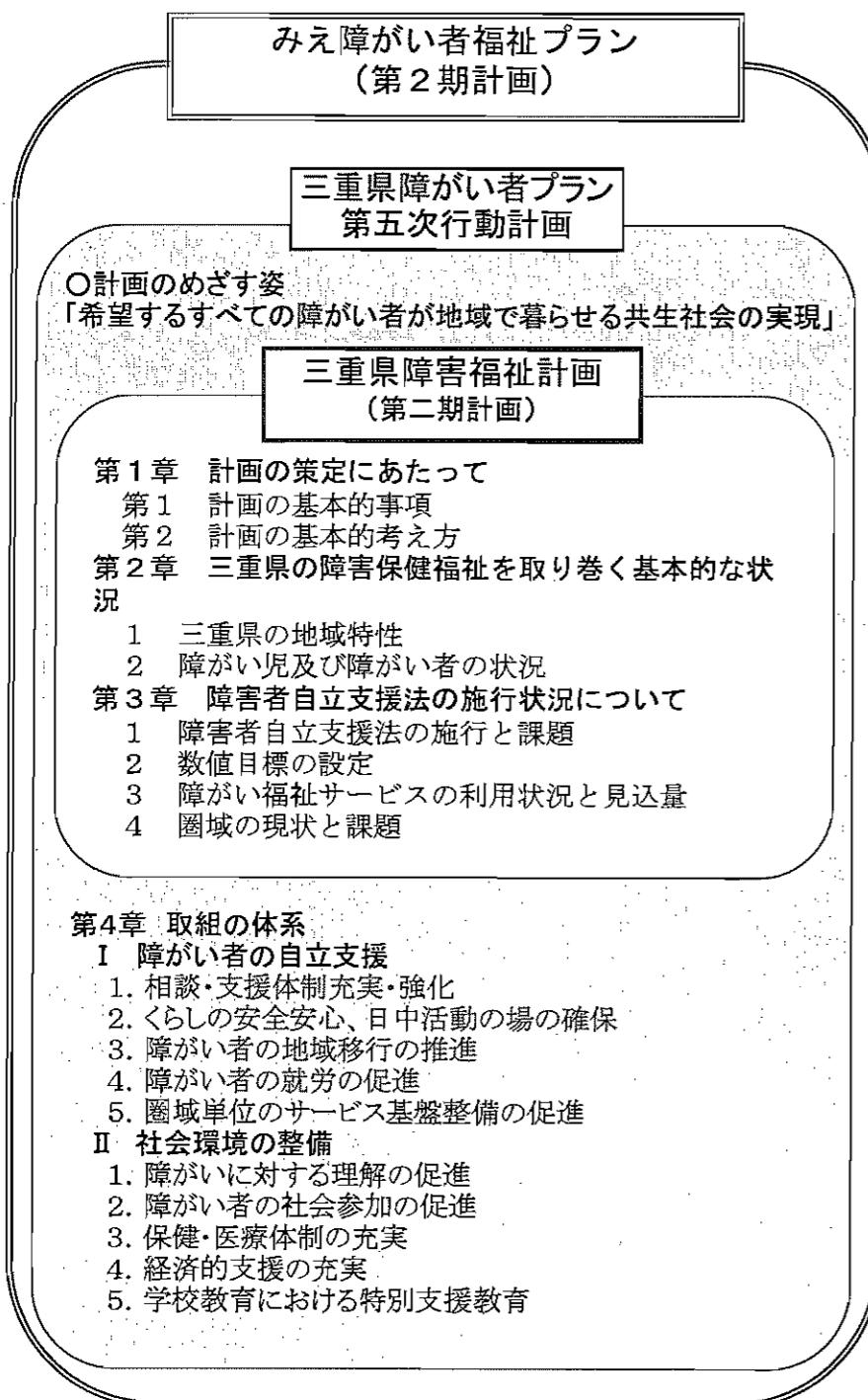
3 今後のスケジュール（案）

平成23年 11月	三重県障害者自立支援協議会で中間案を審議 三重県障害者施策推進協議会で中間案を審議 三重県障がい者支援施策総合推進会議で中間案を審議
12月	健康福祉病院常任委員会で中間案を報告
12月～	パブリックコメントの実施
平成24年 2月	三重県障害者自立支援協議会で最終案を審議 三重県障害者施策推進協議会で最終案を審議 三重県障がい者支援施策総合推進会議で最終案を審議
3月	健康福祉病院常任委員会で最終案を報告
3月末	次期プランの策定

次期障がい者福祉プラン(平成24年度～平成26年度)骨子案

みえ障がい者福祉プラン・第2期計画(平成21年度～平成23年度)

次期障がい者福祉プラン(平成24年度～平成26年度)(案)



見直しの基本的視点

障がい者福祉プランの位置づけを明確にするため、障害福祉計画(障害者自立支援法)中心の構成から、障がい者プラン(障害者基本法)中心の構成に再整理

3年間の計画期間中に重点的に取り組む施策を「重点的施策」として新たに位置づけ

「取組の体系」を「分野別施策」に再編し、障害者制度改革の方向性や障害者基本法の一部改正等を踏まえ、必要な箇所について、その考え方を施策に反映

次期障がい者福祉プラン

障がい者プラン

○基本理念

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第1編 計画の基本的方向

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

2 第2期計画による取組成果

第2章 三重県の障害保健福祉を取り巻く基本的な状況

1 三重県の地域特性

2 障がい児及び障がい者の状況

3 障がい者を取り巻く環境変化

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

2 基本的視点

3 施策体系

第2編 重点的施策

第1章 雇用の場の拡大と就労への総合的支援

第2章 ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の充実・強化

第3章 災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応

第4章 勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備

第3編 分野別施策

第1章 障がいに対する理解の促進

第2章 障がい者の相談支援体制の整備

第3章 障がい者福祉サービスの充実

第4章 障がい者の就労の促進

第5章 障がい者の権利擁護

第6章 障がい者の社会参加の促進

第7章 保健・医療体制の充実

第8章 経済的支援の充実

第9章 学校教育の推進

第10章 防災・防犯対策の推進

障害福祉計画

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標及び指定障害福祉サービス等の見込量

第1章 障害者自立支援法の施行と課題

第2章 数値目標の設定

第3章 障がい福祉サービスの利用状況と見込量

第4章 圏域の現状と課題

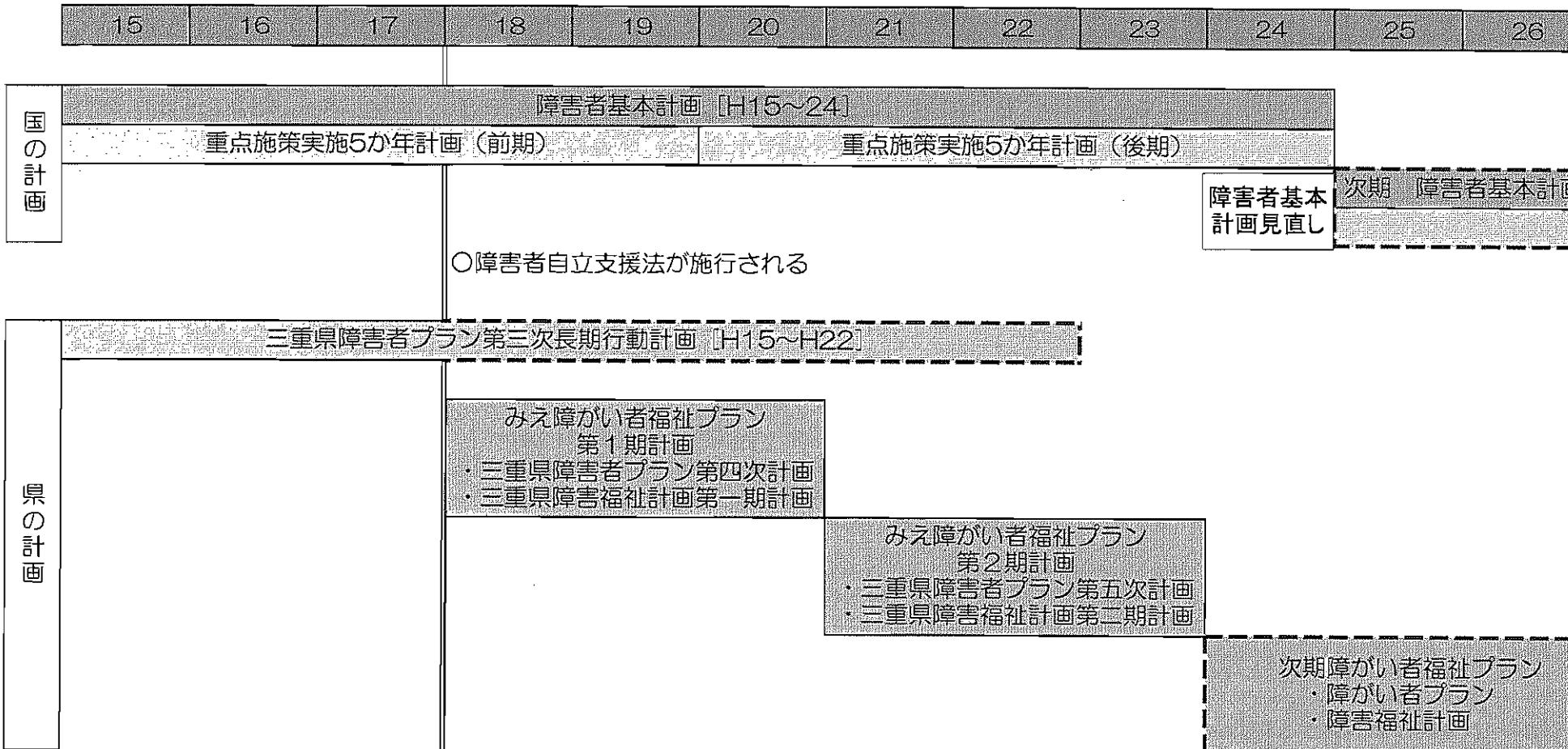
第5編 計画の推進

第1章 計画の推進体制

第2章 計画の進行管理

第3章 計画の見直し

次期障がい者福祉プラン策定の流れ



【所管事項説明】

10 全国障害者スポーツ大会について

1 大会概要

全国障害者スポーツ大会は、障がいのある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の促進に寄与することを目的として開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。

開催地については、国民体育大会の開催地で行うこととされています。（厚生労働省告示全国障害者スポーツ大会開催規程第4条）

【開催根拠】スポーツ基本法第26条第2項

【経過】

- 昭和40年に岐阜県で「第1回全国身体障害者スポーツ大会」が開催。
- 平成4年に東京都で「第1回全国知的障害者スポーツ大会」が開催。
- 平成13年に上記大会が統合され、宮城県で「第1回全国障害者スポーツ大会」が開催。以降、国体開催地で毎年開催され、平成23年は山口県で第11回大会が開催予定。
- 平成20年に精神障がい者が参加（バレーボールのみ）

2 主催

厚生労働省、財団法人日本障害者スポーツ協会、開催地都道府県

3 開催場所・日程等

開催地：秋季国民体育大会の開催地の都道府県において開催

開催日程：原則として秋季国民体育大会後の3日間開催

競技施設：原則として国民体育大会の会場を使用

4 参加者・実施競技

（参加者数）選手：約3,500名、役員：約2,000名

（競技種目）

個人競技：陸上、水泳、卓球、フライングディスク、アーチェリー、ボウリング

団体競技：車椅子バスケットボール、バスケットボール、グランドソフトボール、

ソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

5 今後の取組

平成33年の第76回国民体育大会の開催招致と歩調を合わせ、第21回全国障害者スポーツ大会の三重県開催に向けた取組を進めています。

1.1 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理候補者の選定経過について

健康福祉部では、三重県聴覚障害者支援センターの平成24年度からの指定管理者の選定作業を進めています。候補者の選定過程について報告します。

1 経緯

三重県聴覚障害者支援センターの指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、外部の有識者等による「三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置しました。

第1回の選定委員会を8月30日に開催し、審査基準及び採点表を決定するとともに、9月26日から10月14までの間、募集を行っています。

2 今後の予定

① 指定管理候補者の決定

選定委員会は、10月27日に開催予定の第2回選定委員会(ヒアリング)の結果等をふまえて、申請者が指定管理候補者としてふさわしいか否かを11月10日開催予定の第3回選定委員会において総合的に審査し、決定します。

② 指定管理者の選定

平成23年第2回定例会11月会議に指定管理者の選定に関する議案を提出する予定です。

③ 指定管理者との協定締結

平成24年3月に締結します。

④ 指定管理者の指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間

【参考】

(1) 三重県聴覚障害者支援センターの概要

別紙1のとおり

(2) 選定委員の氏名及び役職名

委員長 長友 薫輝 (三重短期大学准教授)

委員 清原 道子 (手話通訳者)

委員 坂口 知子 (税理士)

委員 高井 幹雄 (三重弁護士会推薦弁護士)

委員 別所 順子 (公募)

(3) 審査項目及び採点方法、審査基準(採点表)

別紙2のとおり

三重県聴覚障害者支援センターの概要

<施設の設置目的>

字幕映像ライブラリーの貸出・製作、手話通訳者等の派遣・養成、相談支援、補聴機器の貸し出しなど、自由なコミュニケーションと情報発信、入手等の情報保障を総合的に行い、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進する。

<施設の概要>

場所 : 津市桜橋2丁目131番地 三重県社会福祉会館5階

面積 : 約 221 m²

職員 : センター長、手話通訳者、ビデオライブラリー担当 等

休館日 : 土・日・祝日、及び12月29日～1月3日

開館時間 : 午前8時30分～午後5時

管理運営方法 : 指定管理委託

指定管理委託期間 : 3年 (平成24年4月1日～平成27年3月31日)

指定管理料 : 65,373,000円以内 (3年間)

<実施事業>

- 手話通訳・要約筆記者派遣調整（市町・国・企業・県外からの派遣依頼に対応する）
- 字幕映像ライブラリーの製作・貸出
- 中途失聴者向け手話講座やパソコン教室などの生活訓練
- 盲ろう者通訳介助者派遣調整
- 手話通訳者・要約筆記者の養成
- 手話サークルなど地域の支援団体の交流、連携の促進
- 難聴者の情報保障に必要な磁気ループ等の貸出
- 生活相談や聞こえの相談など相談支援
- 災害発生時や新型インフルエンザ発生時のような緊急時の支援
- 行政情報や生活情報などの手話・字幕付き動画配信

三重県聴覚障害者支援センターの審査項目及び採点方法

- ① 指定管理者の候補の選定は、条例第6条の1の基準に基づき、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。
 - ② 「審査基準」ごとの「審査項目」、「審査内容」及び配点ウエイトは、次表のとおりとする。
 - ③ 採点は「審査内容」の各内容を5段階で評価し、「審査基準」ごとに合計した点数に、配点ウエイト数/満点数を乗じて得た数をその委員の採点値とする。
- ※ 例 「審査基準」1の場合 「審査内容」4項目の評価点合計が15点の場合
 $15 \text{点} \times 1.0 \text{ (配点ウエイト)} / 2.0 \text{ (満点数)} = 7.5 \text{点}$ (小数点第2位以下四捨五入)
- ④ 過半数以上の委員が、総合点を60点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。
 - ⑤ ④の該当者がいる場合、過半数以上の委員が、総合点を50点以上とした応募者の中で最高点のものを、意見を付して選定するものとする。
 - ⑥ 上記④⑤以外の場合、選定しないものとする。
 - ⑦ 上記④⑤の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数以上の委員が、評価点を「1」とした項目が1つでもあれば、選定しないものとする。

⑧ 評価

- 評価点数5 この提案は、かなり優れている
- 評価点数4 この提案は、優れている
- 評価点数3 この提案は、標準的である
- 評価点数2 この提案は、標準よりやや劣っている
- 評価点数1 この提案は、標準よりかなり劣っている

三重県聴覚障害者支援センター審査基準(採点表)

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (10)
公の施設としての管理運営の適正性	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1	2	3	4	5		
	施設の特性や業務内容を理解しているか	1	2	3	4	5		
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	1	2	3	4	5		
県民(利用者)の平等な利用の確保	利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか	1	2	3	4	5		

2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (15)
安全かつ快適な施設管理の確保	利用者の安全の確保、事故防止が適切にされているか	1	2	3	4	5		
	施設等の破損個所・不良個所等の点検やその対応方針が明確か	1	2	3	4	5		
適切な運営管理の確保	緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か	1	2	3	4	5		
	個人情報保護の体制は適正か	1	2	3	4	5		
	環境に配慮した管理運営や取り組みがなされているか	1	2	3	4	5		

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (45)
施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上	提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか	1	2	3	4	5		
	利用者を増やす具体的な取組が提案されているか	1	2	3	4	5		
	利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5		
	広く県民に対する情報提供(広報等)や情報発信について具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
	施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか	1	2	3	4	5		
	施設の効用を高めるための他機関や団体との連携が具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
	災害発生時における施設の役割と体制が提案されているか	1	2	3	4	5		
	施設の機能を活用した具体的な独自提案(自主事業)がされているか	1	2	3	4	5		
	達成目標は、適切に設定されているか	1	2	3	4	5		

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (10)
施設の管理にかかる経費の節減	具体的な経費節減の計画があり実行可能な内容か	1	2	3	4	5		
	事業を積極的に受託し、経費節減につなげているか	1	2	3	4	5		

5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (20)
管理体制の確保	専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか	1	2	3	4	5		
	職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか	1	2	3	4	5		
経営能力	安定的な運営ができる経営的基盤となっているか	1	2	3	4	5		
	施設の管理運営にかかる実績があるか	1	2	3	4	5		

合計

12 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の進捗状況について

三重県では、「子どもや子育て家庭をささえる地域社会」の実現をめざし、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成22年3月に「第二期三重県次世代育成支援行動計画（平成22年度～26年度）」を策定しました。この計画では、子ども関連の施策を総合的に推進するとともに、新たな課題や社会環境の変化に的確に対応していくため、重点的に取り組む項目を「重点的取組」として位置づけ推進を図っています。

平成22年度の重点的取組の目標項目の実績は、次のとおりであり、11の目標項目中9項目は目標を達成し、2項目は未達成でした。

また、平成22年度の取組や実績を踏まえて、2つの目標項目の見直しを行いました。

1 重点的な取組の目標項目にかかる平成22年度の実績と課題等について

（1）多様な子育てニーズへの対応

① 地域の保育ニーズへの対応：所管部局 健康福祉部こども局

具体的な目標項目	平成22年度 目標	平成22年度 実績	平成26年度 目標
認定こども園数（累計）	2か所	2か所 (内1か所 認定)	5か所

課題と対応：国の幼保一体化の方向性を見据えつつ、地域のニーズに応じた施設の設置が進むよう市町を支援します。

② 放課後児童対策の促進：所管部局 健康福祉部こども局

具体的な目標項目	平成22年度 目標	平成22年度 実績	平成26年度 目標
小学校区における放課後児童対策（放課後児童クラブまたは放課後子ども教室）の実施率	81.0%	(未達成) 80.7%	90.0%

課題と対応：放課後児童クラブの設置率は全国的に低位にあります。そこで、近い将来放課後児童クラブを利用すると見込まれる保育園等（5歳児）の保護者のニーズ等を明らかにする調査を実施するとともに、設置が進まない理由を明らかにします。このことで、地域のニーズや社会資源に応じた設置が進むよう市町を支援します。

(2) 安全で安心して妊娠・出産できる体制づくり

- 安全で安心して妊娠・出産できる体制の促進：所管部局 健康福祉部こども局

具体的な目標項目	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標
乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業ともに実施する市町数（累計）	17 市町	19 市町	29 市町

課題と対応：28 市町で乳児家庭全戸訪問事業を実施し、20 市町で養育支援訪問事業を実施しています。乳児家庭全戸訪問事業から、その後のフォローを行う養育支援訪問事業の実施市町数を増やすため、事業推進のための会議や実践報告会を開催するなど、継続的な支援をしていきます。

(3) 子どもが育つ環境づくり

- 子育ち支援の地域づくりの推進：所管部局 健康福祉部こども局

具体的な目標項目	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標
子育ちサポーター数（累計）	400 人	593 人	1,000 人

課題と対応：子育ち支援に関わっている県民に向けて、サポーター養成講座の広報を実施しており、サポーター登録者の増加にともない、新規受講者数が減少していくことが予想されることから、より一層、広範囲かつ効果的な広報に努めています。

(4) 青少年の自立に向けた支援

- ① 青少年の健全育成に向けた取組：所管部局 健康福祉部こども局

具体的な目標項目	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標
三重県青少年健全育成条例に基づく青少年健全育成協力店の割合	72.0%	77.1%	78.0%

課題と対応：立入調査対象となる書店やビデオレンタル店等営業店舗は、新規出店も廃業店舗も多い業界です。新規出店の店舗は、全国チェーン店もあり、短期間に多く出店することがあることから、これらの対象店舗の状況を把握し、積極的にこれらの店舗に協力依頼を行っていきます。

② ネット被害から青少年を守る取組 : 所管部局 健康福祉部こども局

具体的な目標項目	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標
青少年のインターネット等の安全安心利用にかかる出前講座の実施回数（年間）	80回	(未達成) 67回	80回

課題と対応：子どもたちをネット被害から守る取組は、教育委員会、警察本部、健康福祉部こども局の三者が協力し役割分担しながら取り組んでいます。啓発については、こども局の対象を従来の PTA から地域住民にしたため、開催件数は減少しました。

なお、地域においてネット被害の未然防止のための啓発活動がきめ細かく行われるよう今年度から市町職員等に対する講師養成支援を主な取組とすることとしました。このため、目標項目を次のとおり、「ネット被害防止地域活動講師養成人数（累計）」に変更しました。

目標項目の変更

具体的な目標項目	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標
ネット被害防止地域活動講師養成人数（累計）	—	—	58人

課題と対応：各市町に本事業の趣旨をよく理解してもらう必要があり、周知徹底に努めます。

③ 若者無業者等の自立支援のしくみづくりの推進 : 所管部局 生活文化部

具体的な目標項目	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標
若者自立支援センター利用者数（年間）	1,070人	929人	870人

課題と対応：若年無業者の自立支援機関として、県が運営する若者自立センターの他に、厚生労働省が民間団体等に委託する「地域若者サポートステーション」が平成 22 年度までに県内 3箇所と増加したことから、若者自立支援センターの利用者が減少したと思われます。このため、目標項目を次のとおり、「地域若者サポートステーション」4箇所（1箇所平成 23 年 6 月に設置）を含めた利用者数に変更しました。

目標項目の変更

具体的な目標項目	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標
若者自立支援機関（県内 5箇所）の利用者数	5, 672 人	5, 780 人	6, 300 人

課題と対応：若年無業者に対する支援の重要性を各部局、市町が共通して認識し、支援対象者を支援へつなぐ体制整備を行うことが必要です。このため、今後は、若者自立支援拠点及び市町、関係機関等との連携の強化に努めます。

（5）社会的な養護・支援を必要とする子ども・家庭への支援

① 児童虐待防止への取組　：所管部局 健康福祉部こども局

具体的な目標項目	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標
県内児童養護施設における少人数グループケア実施数（累計）	13か所	14か所	17か所

課題と対応：少人数グループケアを実施するには、建物、敷地、職員配置などの条件を満たすことが必要なため実施主体の財政負担の軽減が課題です。このため現在、国で検討中の子ども・子育て新システムの設計において、少人数グループケアの設置が進むよう国に働きかけをしていきます。

② 発達障がい児への支援　：所管部局 健康福祉部こども局

具体的な目標項目	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標
とぎれのない支援を行うために保健・福祉・教育等の部門を一元化した相談体制または機能の設置市町数（累計）	8市町	9市町	17市町

課題と対応：市町の保健、福祉、教育等の部門を一元化する必要性の理解が進むよう、一層の働きかけをしていきます。

③ 外国人の子どもへの支援 : 所管部局 教育委員会

具体的な目標項目	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標
外国人児童生徒巡回相談員の学校への訪問回数（年間）	2, 000 回	2, 048 回	2, 100 回

課題と対応：日本語指導が必要な外国人の在籍校が年々増加しています。また、訪問する学校も広域化しており、訪問回数を増やすには限界があります。このため、各学校や市町教育委員会のニーズに応じた巡回相談員の派遣ができるよう、人員の拡充等を検討していきます。

(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取組の促進

○ 仕事と生活の調和に向けた取組の促進 : 所管部局 健康福祉部こども局

具体的な目標項目	平成 22 年度 目標	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標
一般事業主行動計画の策定数（累計）	400 事業所	653 事業所	930 事業所

課題と対応：従業員数 100 人以下の事業所については一般事業主行動計画策定・届出が努力義務であるため、制度の主旨の周知・啓発、支援を行っていきます。

子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくり



重点的取組

- | | |
|--|---|
| <p>〈1〉子どもや子育て家庭をささえる地域社会の形成に向けて</p> <p>①多様な子育てニーズへの対応
②安全で安心して妊娠・出産できる体制づくり
③子どもが育つ環境づくり</p> | <p>④青少年の自立に向けた支援
①青少年の健全育成に向けた取組
②スマート被害から青少年を守る取組
③若年無業者等の自立支援のしくみづくりの推進</p> |
| <p>〈2〉具体的な取組</p> <p>1 多様な子育てニーズへの対応
①地域の保育ニーズへの対応
②放課後児童対策の促進</p> <p>2 安全で安心して妊娠・出産できる体制づくり
安全で安心して妊娠・出産できる体制の促進</p> <p>3 子どもが育つ環境づくり
子育ち支援の地域づくりの推進</p> | <p>5 社会的養護・支援を必要とする子ども・家庭への支援
①児童虐待防止への取組
②派遣育かい児への支援
③外国人の子どもへの支援</p> <p>6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取組の促進
仕事と生活の調和に向けた取組の促進</p> |

施策体系

- | | |
|--|--|
| <p>(1) 地域における子育て支援</p> <p>①保育等のサービスの充実
②子育て支援環境の充実
③地域との連携による育ちの場の充実
④子ビモー子育てに関する相談の充実</p> | <p>(4) 成長支援のための生活環境の整備</p> <p>①居いのある快適なまちづくり
②ユニバーサルデザインのまちづくり
③安全な道路交通環境の整備
④犯罪のない安全・安心のまちづくり</p> |
| <p>(2) 母性・乳幼児をはじめとする子どもの健康づくり支援</p> <p>①母子保健対策等の推進
②食生活と健康づくりの推進
③思春期のこころの健康づくりの推進
④医療の充実</p> | <p>(5) 仕事と生活の両立支援</p> <p>①男女共同参画の推進
②就労環境等の整備
③若者の雇用支援</p> |
| <p>(3) 心身の健やかな成長のための環境の充実</p> <p>①健やかな心身を育む教育の推進
②青少年の健全育成の推進
③文化・生涯学習の推進
④自然とのふれあい、環境学習の推進
⑤防災教育の推進</p> | <p>(6) 子どもの安全の確保</p> <p>①犯罪等から守る施策の推進
②交通安全対策の推進
③防災対策の推進</p> |
| | <p>(7) 社会的養護・支援を必要とする子どもへの支援</p> <p>①保護と自立支援
②児童虐待防止対策の推進
③障がい児支援の充実</p> |

【所管事項説明】

13 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告等について

1 年次報告について

「子どもを虐待から守る条例」第28条の規定に基づき、虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、年次報告書を作成しましたので、報告します。なお、今回は、平成22年度の状況を記載しています。

○「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告書 別冊のとおり

2 平成23年度における児童相談体制の強化に向けた取組について

(1) 経緯（これまでの取組）

平成22年4月に発生した事件の検証結果を踏まえ、児童相談体制の強化に向け、児童相談における県と市町の関係、県の相談体制の現状を把握するために、児童相談センター職員が全ての市町を訪問し、アンケート調査とヒアリング等を実施するとともに、各児童相談所の現状についても調査と整理を行ないました。

7月12日・13日 各児童相談所

7月20日～8月4日 各市町・要保護児童対策地域協議会

(2) 課題（中間まとめ）

上記(1)の調査の結果、以下の課題が明らかになりました。

①児童相談所

- ・経験年数の浅い職員に対する育成の仕組み等が確立されていない
- ・困難な児童虐待相談に総合力で対応できていない
- ・より有効に活用できるアセスメント指標が必要である 等

②市町・要保護児童対策地域協議会

- ・専任職員や有資格職員を配置している市町が少ない
- ・スーパーバイザーの確保や児童相談情報システムの導入がされていない
- ・要保護児童対策地域協議会の機能が十分に発揮されていない 等

③児童相談センター

- ・法的対応や介入型支援を的確に行なうための研修体系の構築が必要である
- ・児童相談の進行管理システムの構築が必要である 等

(3) 今後の取組方向（まとめに向けて）

今後、児童相談所や各市町に調査結果をフィードバックした上で、課題解決のために検討していくこととしています。

【所管事項説明】

1 4 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 健康福祉部における指定管理者制度の状況

平成22年度において、健康福祉部の公の施設で指定管理者制度を導入している施設は次の4施設です。いずれの施設も、平成18年度から5年間の指定を行い、平成23年度からは2期目の指定を行っています。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県 身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	(1期目) H18.4.1～ H23.3.31
三重県 視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	
みえこどもの城	財団法人 三重こどもわかもの育成財団	(2期目) H23.4.1～ H28.3.31
三重県 母子福祉センター	財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	

2 管理状況の県議会への報告

(1) 平成22年度分の管理状況報告（概要は次頁、別冊1頁～16頁）

指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、指定管理者が行う前年度分の施設管理状況等を報告する必要があるため、これら4施設についての平成22年度にかかる管理状況を報告します。

(2) 管理状況全期間評価（別冊17頁～25頁）

また、平成23年3月31日をもって5年間の指定期間が終了したことから、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果を併せて報告します。

<参考> 指定管理者制度に関する取扱要綱
(県議会への報告)

第26条 所管部は、毎年県議会に対し、第2回定例会9月会議において、指定管理者が行う前年度分の施設の管理状況及びその内容を評価したもの（以下「定例報告」という。）を報告し、これを公表するものとする。

2 所管部は、指定期間の最終年度分の定例報告を行うときは、当該報告に併せて、当該指定管理者の指定期間全体の管理の実績に関する評価を行い、その結果について県議会に報告し、これを公表するものとする。

3 所管部は、指定管理者が行う管理業務に重大な影響が発生し、又は重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、隨時、県議会にこれを報告しなければならない。

【平成22年度分管理状況報告 概要】

三重県身体障害者総合福祉センター

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要			1 施設の概要		
①指定管理者名:社会福祉法人三重県厚生事業団 ②指定の期間:平成18年4月1日～平成23年3月31日 ③管理業務の内容 ・センターの事業に関する業務 (生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務) ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・センターの利用料金の收受等に関する業務 ・センターの維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務			①指定管理者:社会福祉法人三重県視覚障害者協会 ②指定の期間:平成18年4月1日～平成23年3月31日 ③管理業務の内容 ・点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の作成、貸し出し等 ・点訳及び朗読のボランティア活動の育成及び支援 ・視覚障がい者の日常生活等にかかる相談 ・施設及び設備の維持管理及び修繕		
2 主な成果目標及び実績			2 主な成果目標及び実績		
内容	目標	実績	内容	目標	実績
生活援助棟利用者率	96%	91%	点字・録音図書・点字・録音雑誌の貸出、閲覧件数	18,580件	18,150件
地域生活移行率	50%	48%	点字・録音図書・点字・録音雑誌の製作、編集件数	250件	150件
利用者満足度	60%	88%	図書だよりの発行	2,345人	1,850人
三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポーツ祭参加人数	2,500人	2,770人	プライベートサービス(点訳・音訳)	200件	195件
各種研修参加者数	3,500人	1,515人	点訳奉仕員養成講習会受講修了者数(初級)	50人	6人
地域障がい者スポーツ開催支援	24日	35日	朗読奉仕員養成講習会受講修了者数(初級)	50人	50人
研修会講師派遣	50日	33日	生活訓練	24回	36回
自助具製作件数	85件/年	122件/年	県政・県議会だより、生活情報誌の発行	36回	36回
運動場利用者数	9,200人	12,598人	視覚障がい者とボランティアの交流会	400人	270人
みえ福祉用具フォーラム参加者	400人	284人			
3 管理業務の自己評価等			3 管理業務の自己評価等		
①収支状況 ・収入 376,527千円 ・支出 366,961千円 ・収支差額 9,566千円 ②管理業務に関する自己評価 ・事業の運営及び施設・設備の維持管理とともに、基本協定書に基づき、適正に実施した。 ・通過型訓練施設としては高い利用率を維持しながら訓練支援を実施した。 ・ニーズの変化に対応した事業運営を実施し、重点とすべき分野ではほぼ目標を達成できた。 ・全体的に指定管理業務を適正に実施し、県民ニーズに応えることができた。			①収支状況 ・収入 39,105千円 ・支出 39,090千円 ・収支差額 15千円 ②管理業務に関する自己評価 ・デイジー図書の貸出が伸びており、ボランティアの更なる育成が必要となる。情報提供事業など利用者の拡大が必要と考える。 ・研修室等の施設は、IT講習会のほか、各種会合、ボランティア活動などにも積極的に利用されている。 ・点字図書等の製作、点訳奉仕員の養成講習受講者数について目標を達成できなかった。		
4 施設設置者としての県の評価			4 施設設置者としての県の評価		
①管理業務の実施状況については、事業及び施設設備の維持管理とともに、協定に基づき適正に実施している。 ②施設の利用状況については、生活援助棟利用率は昨年より減少しているが、日中活動支援やリハビテーションは増加している。 ③成果目標については、生活援助棟利用率、地域生活移行率は未達成であるが達成率は高く、利用者満足度は向上している。 ④今後は、成果目標の達成に向け、利用者ニーズに応じたきめ細かい取組を進める必要がある。			①管理業務の実施については、施設や機器の管理を適切に行っており、事故防止等に努めている。また、電話相談に対応できるよう回線を増やすなど、視覚障がい者のニーズに的確に対応している。 ②利用状況については、各種講習会の開催、生活訓練や相談など、ボランティアの協力により、積極的に利用している。 ③成果目標については、デイジー図書への移行や電子図書館「サピエ」による図書のダウンロードが進んだため、目標を達成できなかった。 ④今後、IT化に対応できるよう図書製作のあり方やIT指導の充実に工夫をする必要がある。		

みえこどもの城

三重県母子福祉センター

1 施設の概要			1 施設の概要		
<p>①指定管理者:財団法人三重こどもわかもの育成財団</p> <p>②指定の期間:平成18年4月1日～平成23年3月31日</p> <p>③管理業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童健全育成事業の実施 ・児童健全育成拠点事業の実施 ・利用料金に係る料金の収入 ・施設及び設備の維持管理及び修繕 			<p>①指定管理者:財団法人三重県母子寡婦福祉連合会</p> <p>②指定の期間:平成18年4月1日～平成23年3月31日</p> <p>③管理業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の生活相談 ・母子の生業指導、技能習得 ・母子の就業支援 ・母子福祉センター利用者のための必要な保育 ・母子家庭の生活向上のための講習会、講演会の開催 ・寡婦のひとり親家庭の父母支援対策 		
2 主な成果目標及び実績			2 主な成果目標及び実績		
内容	目標	実績	内容	目標	実績
利用者数	200,000人	206,416人	求人情報の提供	50件	60件
利用料等収入(利用料及び諸収入)	18,010千円	18,319千円		1,750回	2,202回
各スペース利用者数合計	207,000人	211,098人	就業支援講習会参加者数	100人	44人
企画満足度	70%	86.8%	相談利用(一般・特別)	200人	216人
団体利用数	180～200 団体	209団体	センター利用者数	850人	868人
移動児童館実施回数	80回	91回	母子自立支援員研修会開催回数	3回/年	3回/年
移動児童館参加人数	9,500人	5,873人	利用満足度調査 (利用者アンケート)	2回/年	2回/年
広報活動実績件数	230件	216件			
ホームページアクセス数	14,000件	92,826件			
3 管理業務の自己評価等			3 管理業務の自己評価等		
<p>①収支状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入 159,189千円 ・支出 160,546千円 ・収支差額 △1,357千円 <p>②管理業務に関する自己評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月の休館期間があったにもかかわらず、多くの項目で成果目標を達成できた。 ・こどもの城の各スペースを有効に活用するため、企画の充実を図ってきた。 			<p>①収支状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入 9,410千円 ・支出 9,410千円 ・収支差額 0千円 <p>②管理業務に関する自己評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介所は、雇用情勢の変化にもよるが、順調に運営ができた。 ・就業支援講習会参加者数は目標を下回ったが、パソコンホームページへの掲載やチラシの配布方法を工夫し周知を行った。 ・各市町母子寡婦福祉連合会への新規加入者減少により、事業への参加者数も減少しており、効果的な事業実施には、会組織の充実と、末加入者への周知をいかにしていくかがポイントであると思われる。 ・就業促進事業等の情報提供や相談事業については、引き続きホームページの改善やメール等を通してきめ細やかな対応をしていくことが重要と考える。 		
4 施設設置者としての県の評価			4 施設設置者としての県の評価		
<p>①空調装置工事のため約2か月休館したにもかかわらず、利用者数をはじめ多くの目標を達成できたことは、評価できる。</p> <p>②アートスペース、プレイランド、舞台スペースは目標を上回り、一定の評価ができる。一方、ドームシアターは昨年度より大幅に利用者が増えたものの、目標を達成していないので、一層の活用が望まれる。</p> <p>③空調装置工事のための休館期間を利用し、入念な器具、遊具等の点検や不要物品の整理を行ったことは評価できる。</p>			<p>①管理業務の実施については、概ね計画どおりの活動実績だった。しかし、職業紹介業務において、求職票、就職者数において、大幅に前年を下回った。</p> <p>②施設の利用状況については、目標数値を達成できた。</p> <p>③就業支援講習会参加者数については目標を下回ったが、情報が母子家庭の母に届くようパソコンのホームページに掲載したり、児童扶養手当申請の送付時等にチラシを同封する等の工夫を行った。</p> <p>④今後も、携帯サイトの活用やメールなどによる求人情報の利用者への周知や、母子支援に関する多様な情報提供を増やす取組が必要である。</p>		

【所管事項説明】

15 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成23年6月3日～平成23年9月13日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成23年6月16日、平成23年7月21日、平成23年8月18日
3 委員	部会長 清水 將之（6月まで） 村瀬 勝彦（7月から） 委員 佐々木 光明 他4名
4 質問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 新規事例の審議を行った。（3件） 2 過去の審議事例の経過報告及び審議を行った。（6件）
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成23年6月16日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 小林 篤 他3名
4 質問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標について
5 調査審議結果	中期目標（素案）について説明を行ったうえで意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成23年6月21日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他委員4名
4 質問事項	1 身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定について 2 障害者自立支援法第59条の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の医師の変更について
5 調査審議結果	1 20名（新規20名）の医師の指定の同意を得ました。 2 2名の指定自立支援医療機関の医師の変更の協議承認を得ました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成23年6月30日
3 委員	委員長 森 正夫 委 員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	公立大学法人三重県立看護大学の平成22年度の業務実績の評価について
5 調査審議結果	平成22年度の業務実績にかかる評価を実施した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 医療法人部会
2 開催年月日	平成23年7月12日
3 委員	部会長 加藤 正彦 委 員 濱田 正行 他3名
4 諮問事項	医療法人の設立・解散について
5 調査審議結果	医療法人の設立・解散について審議を行い承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成23年7月15日
3 委員	委員長 森 正夫 委 員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	公立大学法人三重県立看護大学の平成22年度の業務実績の評価について
5 調査審議結果	平成22年度の業務実績にかかる評価を実施した。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成23年7月21日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 小林 篤 他3名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標について
5 調査審議結果	中期目標（素案）修正案について説明を行ったうえで意見交換を行い、修正案のとおりとすることが適当であるという結論を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 予防接種部会
2 開催年月日	平成23年8月9日
3 委員	部会長 馬岡 晋 委員 駒田 幹彦 他5名
4 諮問事項	1 平成22年度予防接種の実施状況について 2 予防接種後副反応の報告状況について 3 予防接種センターの活動報告について 4 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施状況について
5 調査審議結果	1 県内各市町における平成22年度の予防接種実施状況について報告を行った。 2 平成18年度以降に報告のあった予防接種後副反応の状況について報告を行った。 3 三重県予防接種センターにおける平成22年度の事業実施状況について報告を受けた。 4 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の平成22年度の実施状況について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 自殺対策推進部会
2 開催年月日	平成23年8月11日
3 委員	会長 斎藤 洋一 副会長 原田 雅典 他16名
4 質問事項	1 平成22年度わが国・三重県における自殺の概況及び自殺対策の実施状況について 2 平成23年度の自殺対策の取組について 3 各団体での取組について
5 調査審議結果	・地域自殺対策緊急強化事業への取組について、意見交換を行った。 ・関係団体との協力について、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成23年8月23日
3 委員	委員長 森 正夫 委 員 前原 澄子 他3名
4 質問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の平成22年度の業務実績の評価について 2 公立大学法人三重県立看護大学の平成22年度決算にかかる財務諸表及び利益処分について
5 調査審議結果	平成22年度の業務実績にかかる評価を実施した。また、平成22年度決算にかかる財務諸表及び利益処分についての意見を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成23年8月23日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他委員6名
4 質問事項	身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定について
5 調査審議結果	12名（新規11名、診察領域の追加1名）の医師の指定の同意を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会
2 開催年月日	平成23年8月25日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 他 3名
4 諮問事項	新規養育里親等申込者の審議について
5 調査審議結果	新規の養育里親、養子縁組前提里親、親族里親及び専門里親申込者審議を行った。(14件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成23年8月30日
3 委員	会長 松本 純一 委員 久留原 進 他13名
4 諮問事項	1 第5期介護保険事業支援計画等の策定について 2 地域主権推進一括法の施行に伴う特別養護老人ホームの設備基準等の条例委任について
5 調査審議結果	諮問事項等について、説明、報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県聴覚障害者支援センター 指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成23年8月30日
3 委員	委員長 長友 薫輝 委員 清原 道子 他委員3名
4 諮問事項	1 指定管理者制度の概要と委員会の役割について 2 三重県聴覚障害者支援センター選定にかかる審査項目と採点方法について
5 調査審議結果	1については、すべて同意が得られた。2の案件については、一部修正のうえ同意となつた。
6 備考	

